

**江東区こども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)**

(素案)

令和2年3月

江東区

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 計画の策定体制	2
第2章 江東区のこどもを取り巻く環境	3
1 現状	3
2 前期計画の取り組み状況（平成27年度～平成30年度実績）	20
3 平成30年度調査（アンケート・ヒアリング）等結果概要	26
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念	33
2 計画の基本目標	33
3 計画の指標	34
第4章 各論	35
施策体系	35
年代別主なこども・子育て支援施策	36
基本目標1 こどもの育ちを応援する	38
1 こどもと親の健康づくりの促進	38
2 就学前の教育・保育事業の推進	40
3 こどもの安定した日常の生活の支援（こどもの居場所・遊び場の充実）	42
4 様々な学習・体験機会の提供	44
基本目標2 保護者の子育てを応援する	46
1 家庭の養育力の向上	46
2 子育て支援サービスの充実	48
3 相談体制・情報提供の充実	50
4 子育て家庭への経済的支援	52

基本目標 3 特別な支援が必要な子ども・保護者を応援する	54
1 障害や発達に心配のある子どもへの支援	54
2 虐待の未然防止と対応力の向上	56
3 生活困難層への支援	58
4 外国にルーツを持つ子どもへの支援	60
5 こどもの社会的自立への支援	62
基本目標 4 地域のみんなで子育てを応援する	64
1 地域ぐるみの子育て支援	64
2 こどもの安全・安心の確保	66
3 関係機関のネットワーク化の拡充	68
4 ワーク・ライフ・バランスの推進	70
第 5 章 教育・保育の事業量見込み	72
1 提供区域の設定	72
2 年少人口の予測	73
3 教育・保育事業の利用見込み量と確保方策	74
4 地域子ども・子育て支援事業の利用見込み量と確保方策	75
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	82
第 6 章 計画の推進体制	85
1 計画の進行管理・評価	85
2 推進体制の構築	85
資料編	86

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

江東区ではこれまで、一人ひとりのこどもが地域の中で健やかに成長していける環境を創り出すことを目指し、平成27年3月に「江東区こども・子育て支援事業計画」を策定（平成29年度に中間見直し）し、教育・保育の場の確保や地域の子育て支援の充実を図ってきました。

計画の着実な実行により、教育・保育事業の受け皿の拡大、待機児童の減少など一定の成果をあげてきましたが、こどもを取り巻く環境に目を向けると、虐待、貧困、ひきこもり、障害や発達に心配のあるこどもへの支援、自己肯定感の低下など、様々な課題が山積している状況です。

全てのこどもは育つ環境等の違いに左右されることなく、最善の利益が保障され、様々な機会が平等に与えられる権利を有しています。また、こどもを養育する保護者に対しても、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じる事が出来るよう、支援していくことが大切です。

こどもに関わる課題は、家庭におけるものもあれば、地域全体で取り組まなければならないものもあります。全てのこどもが、のびのびと社会性や自主性を身につけながら学び、自立した大人へと成長していくために、地域社会全体の関わりが求められています。

国では、平成6年に「児童の権利に関する条約」を批准し、平成28年には同条約の理念を反映した改正児童福祉法が公布・施行されました。同法において、これまで児童は「保護の対象」であったものを「権利の主体」として明確化し、全ての国民はこどもの最善の利益を優先的に考慮することが求められています。本区においても、児童の権利に関する条約の精神及び児童福祉法の理念に則り、こどもの最善の利益が守られるべく児童福祉政策に取り組んでいく必要があります。

このような背景を踏まえ、現行の「江東区こども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和元年度をもって終了することから、本計画は、新たに区のこどもに関する政策の目標や方向性を定めるものとして策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、区の最上位計画である「江東区基本構想」及び「江東区長期計画」のうち、こども・子育てに関する部門別計画として策定し、関連する他の部門別計画との整合を図り、一体的・総合的に計画を推進します。

また、本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「区市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」として策定するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間とし、国の制度改正や事業量見込み量の乖離が発生した場合など、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画の対象

本計画の対象は、区内居住の概ね 18 歳までの全ての子どもとその家族、またその家庭を取り巻く地域や企業・事業所・団体を対象とします。

なお、子どもについては、社会的自立の観点から 18 歳を超えてもひきこもりや障害等の理由により支援が必要な場合には継続的にサポートを行うものとします。

5 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法の第 31 条第 2 項、第 43 条第 3 項及び第 61 条第 7 項の規定に基づき、「江東区子ども・子育て会議」を設置し、計画に関する意見を伺いながら策定しました。

また、庁内においては「江東区子ども・子育て支援推進委員会」（関係部長級で構成）及び「幹事会」（関係課長級で構成）を設置し、計画の策定に関する連絡調整及び各所管間の連携を図りながら策定しました。

そのほか、計画の策定にあたっては子育て世帯や青少年の実態、子どもの貧困をめぐる実態を把握するために区民アンケート及び関係団体ヒアリングを実施しました。

第2章 江東区の子どもを取り巻く環境

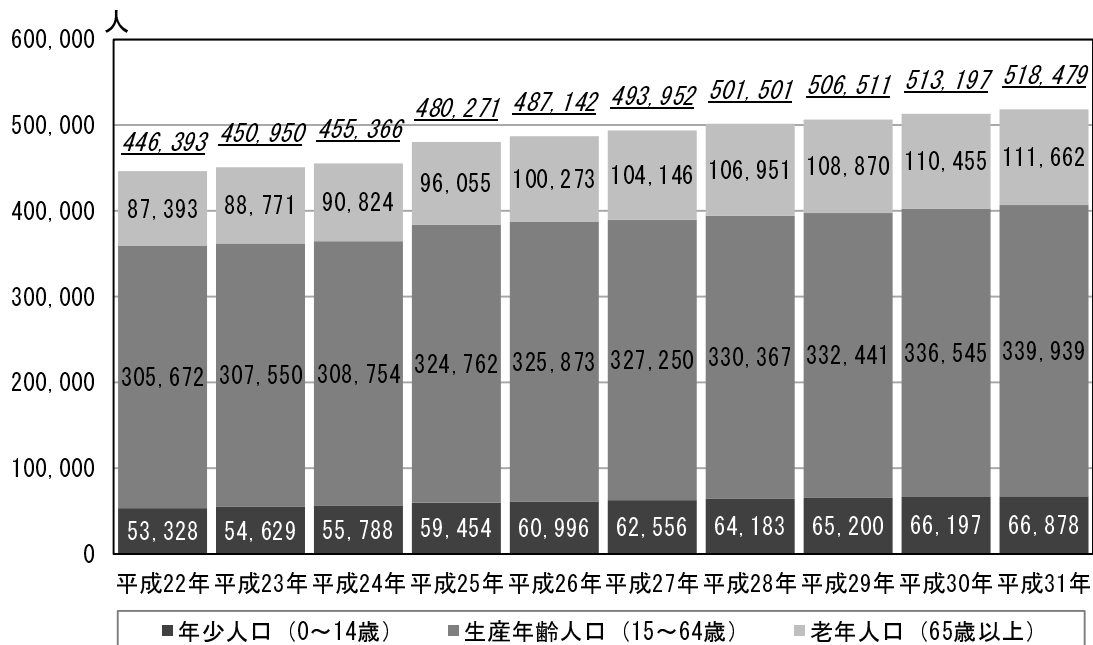
1 現状

1-1 総人口の推移

江東区の総人口は過去10年一貫して増加しており、平成27年6月には50万人に達し、平成31年時点で約52万人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみても、いずれも一貫して増加しており、年少人口（0～14歳）は平成31年時点で約6.7万人となっています。また、江東区の年少人口割合は全国・都・区部よりも高くなっており、全国では少子化が進行していますが、本区では年少人口が増加しています。

図表1 総人口及び年齢3区分別人口の推移（各年1月1日時点）



注)平成25年からは住民基本台帳法の改正に伴い外国人住民数を含む。

出典：住民基本台帳人口調査集計表

図表2 年齢3区分別人口構成比の比較（平成31年1月1日時点）

単位：%	江東区	区部	都	全国
年少人口(0～14歳)	12.9	11.3	11.7	12.2
生産年齢人口(15～64歳)	65.6	67.1	65.8	59.6
老年人口(65歳以上)	21.5	21.5	22.6	28.2

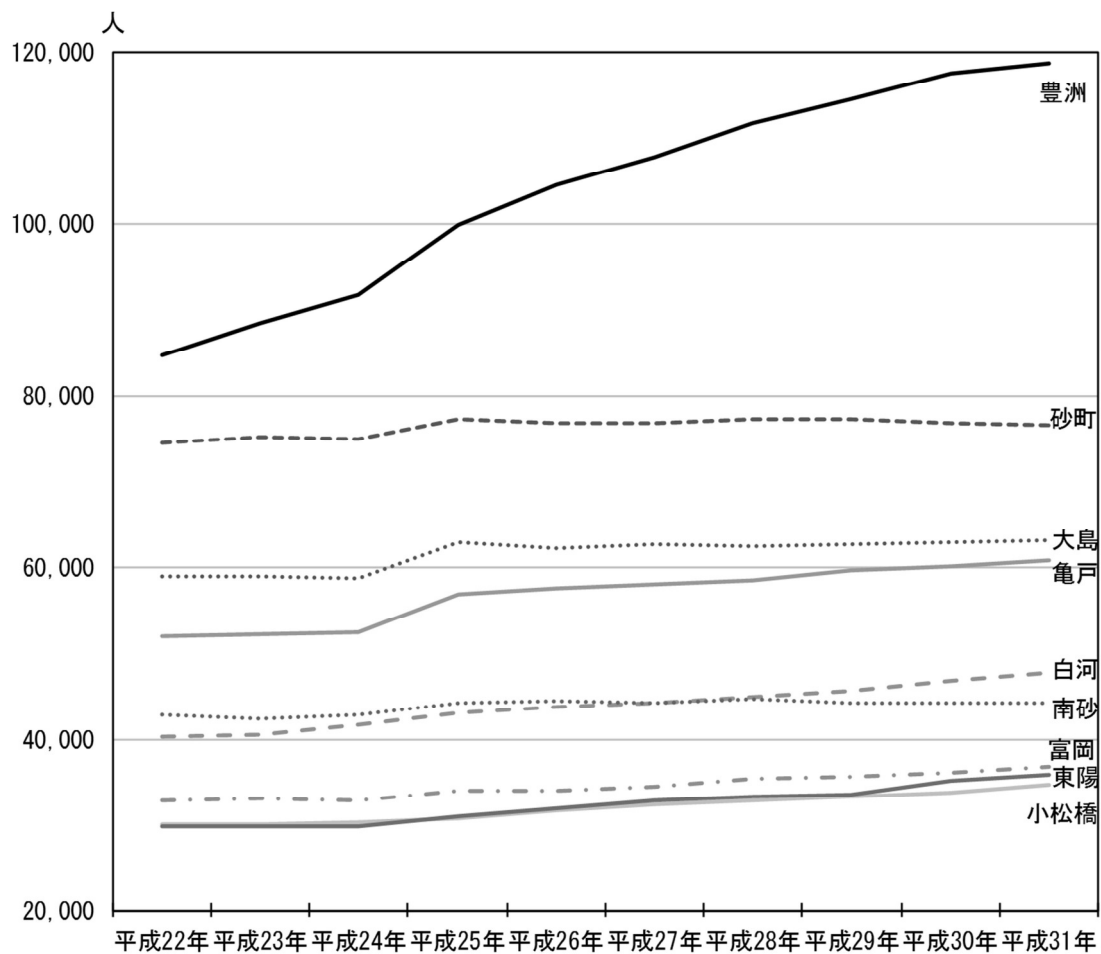
※構成比の合計は、四捨五入の関係で100%とならない場合がある。

出典：全国は総務省統計局の人口推計、その他は東京都統計局の住民基本台帳による東京都の世帯と人口

1-2 地区別人口の推移

地区別の人口の推移をみると、「砂町地区」「南砂地区」では近年ほぼ横ばいですが、その他の地区ではいずれも増加傾向にあり、特に「豊洲地区」での人口増加が顕著となっています。

図表 3 地区別人口の推移（各年 1 月 1 日時点）



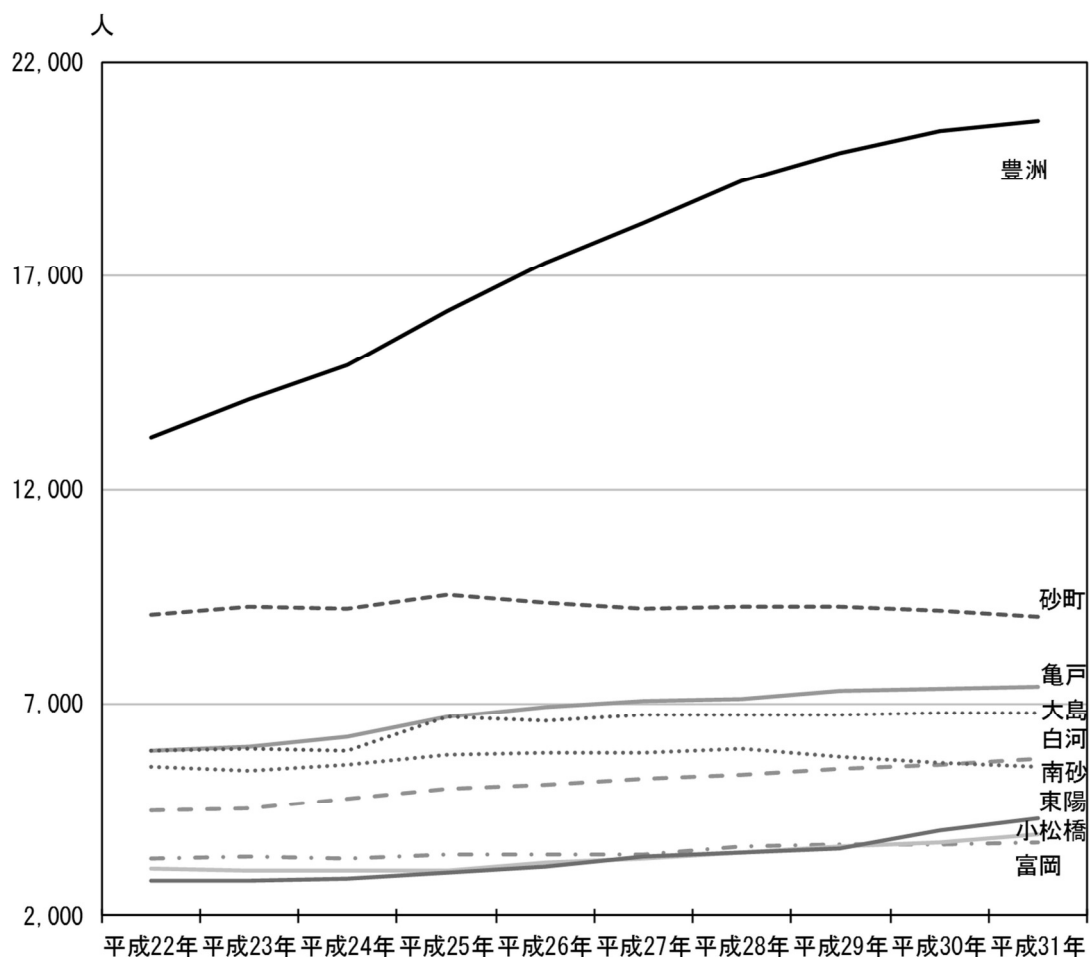
注)平成 25 年からは住民基本台帳法の改正に伴い外国人住民数を含む。

出典：住民基本台帳人口調査集計表

1-3 地区別年少人口の推移

地区別の年少人口（0～14歳）の推移では、特に「豊洲地区」での人口増加が顕著となっています。

図表 4 地区別年少人口（0～14歳）の推移（各年1月1日時点）



注) 平成 25 年からは住民基本台帳法の改正に伴い外国人住民数を含む。

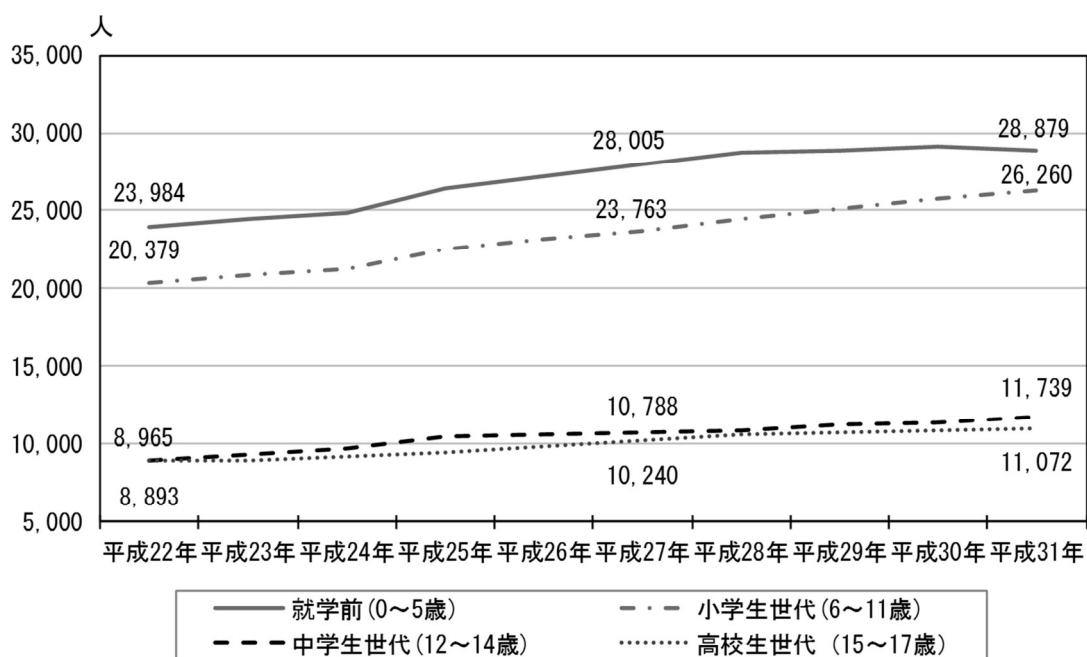
出典：住民基本台帳人口調査集計表

1-4 年代別 18 歳未満人口の推移

年代別の 18 歳未満人口の推移をみると、小学生世代、中学生世代、高校生世代のいずれも増加傾向にあります。

また、平成 27 年から平成 31 年にかけての 18 歳未満人口の増減率をみると、就学前は 3.1% の増、6 歳から 17 歳までは約 10% の増となっています。

図表 5 年代別 18 歳未満人口の推移（各年 1 月 1 日時点）



注)平成 25 年からは住民基本台帳法の改正に伴い外国人住民数を含む。

出典：住民基本台帳人口調査集計表

図表 6 年代別 18 歳未満人口の増減率

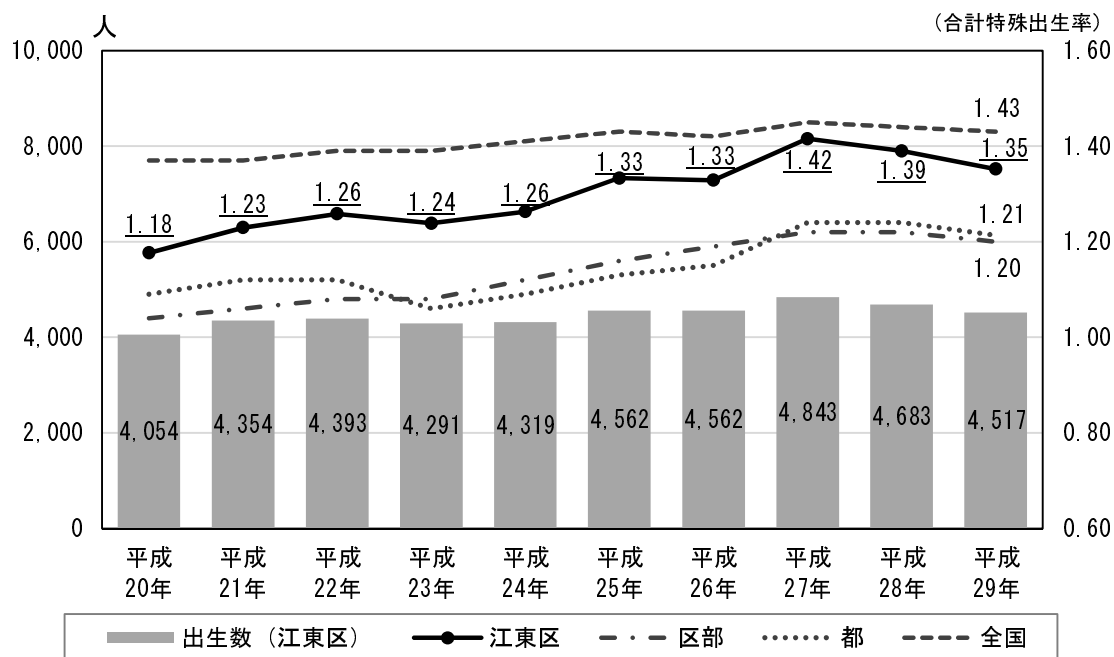
単位：%	就学前 (0~5 歳)	小学生世代 (6~11 歳)	中学生世代 (12~14 歳)	高校生世代 (15~17 歳)
増減率 (平成 27 年から平成 31 年)	3.1	10.5	8.8	8.1

1-5 出生数及び合計特殊出生率の推移

出生数は平成20年からの10年間で、4,000人台を維持しており、平成27年は4,843人と10年間で最多となりましたが、以降は減少傾向となり、平成29年は4,517人となっています。

合計特殊出生率は出生数が多かった平成27年には1.42にあがったものの、以降は出生数と同様に減少傾向にあり、平成29年は1.35となっています。区の合計特殊出生率は、都や区部の水準を上回っているものの、全国の水準は下回っています。

図表7 出生数と合計特殊出生率の推移（全国・都・区部比較）



出典：全国は厚生労働省の人口動態統計、その他は東京都福祉保健局の人口動態統計

図表8 23区の合計特殊出生率高位順（平成29年時点）

順位	自治体	率	順位	自治体	率	順位	自治体	率
-	全国	1.43	9	墨田区	1.28	16	大田区	1.17
1	中央区	1.42	10	台東区	1.25	17	渋谷区	1.09
2	港区	1.42	11	品川区	1.23	18	新宿区	1.08
3	千代田区	1.41	-	都	1.21	19	世田谷区	1.07
4	江戸川区	1.38	12	北区	1.21	20	目黒区	1.07
5	江東区	1.35	-	区部	1.20	21	豊島区	1.04
6	葛飾区	1.34	13	文京区	1.20	22	中野区	1.04
7	荒川区	1.33	14	練馬区	1.20	23	杉並区	1.00
8	足立区	1.30	15	板橋区	1.18			

出典：東京都福祉保健局の人口動態統計

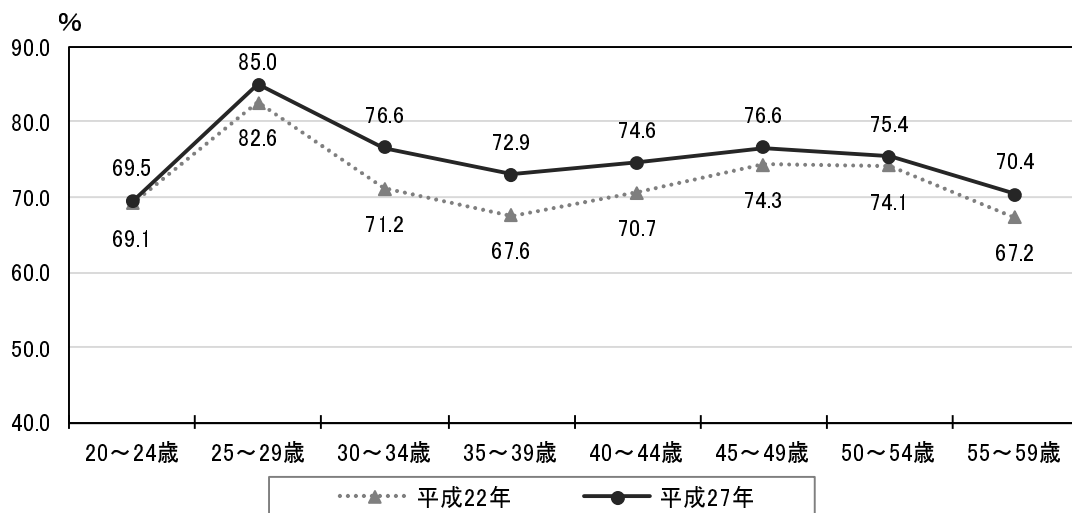
1-6 女性の労働力率の推移

平成 27 年と平成 22 年の各年齢層の女性の労働力率※を比較すると、全ての年齢層で女性の労働力率は上昇しています。また、女性の労働力率は結婚・出産期にあたる年代に低下する傾向にあります。

こどものいる世帯の共働き夫婦の割合も増加傾向にあり、特にこどもの最年少年齢が 4 歳以下の世帯では平成 22 年と比較し、10 ポイント以上の増加となっています。

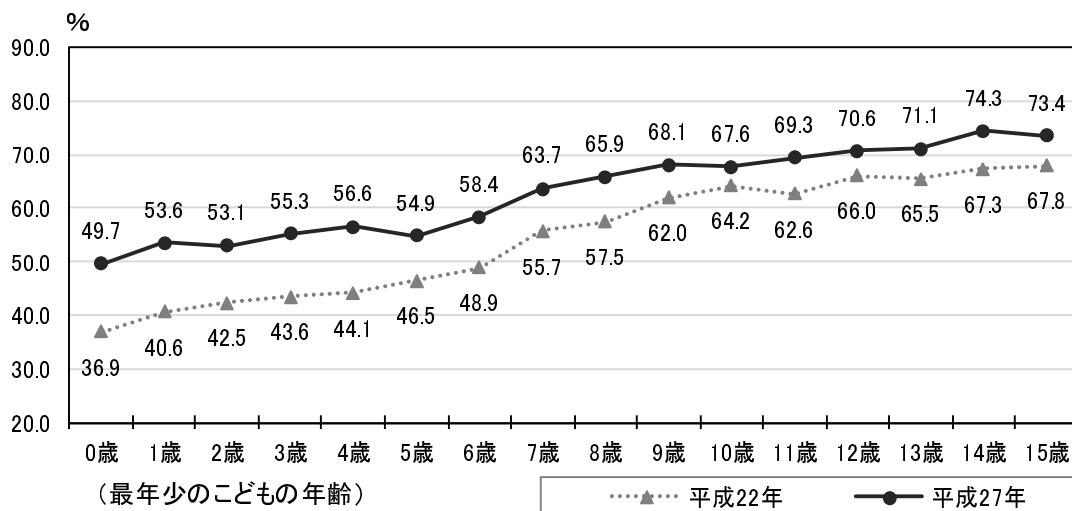
※労働力率: 人口総数(労働力状態「不詳」を除く)に占める労働力人口(就業者数と完全失業者数の合計)の割合

図表 9 女性の労働力率(年齢別)



出典：平成 22・27 年国勢調査

図表 10 共働き夫婦世帯の割合(最年少のこどもの年齢別)

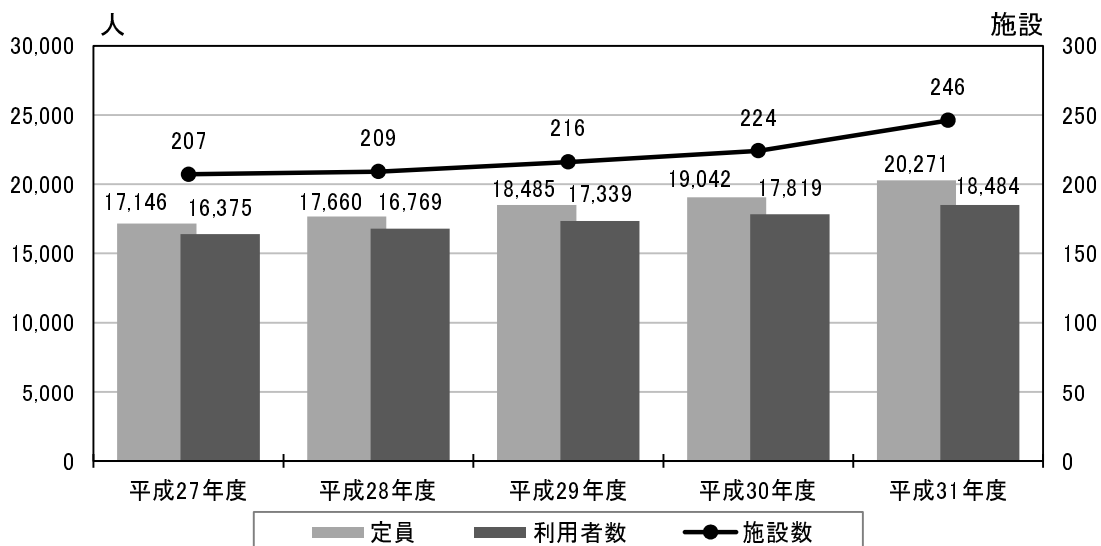


出典：平成 22・27 年国勢調査

1-7-① 教育・保育施設の施設数・定員数・利用者数の推移

平成31年度の教育・保育施設は平成27年度と比較し、施設数は39施設増の246施設、定員数は3,137人増の20,271人となっています。利用者数も施設・定員数の増加に伴い増加しており、2,112人増の18,486人となっています。

図表 11 教育・保育施設の施設数・定員数・利用者数の推移



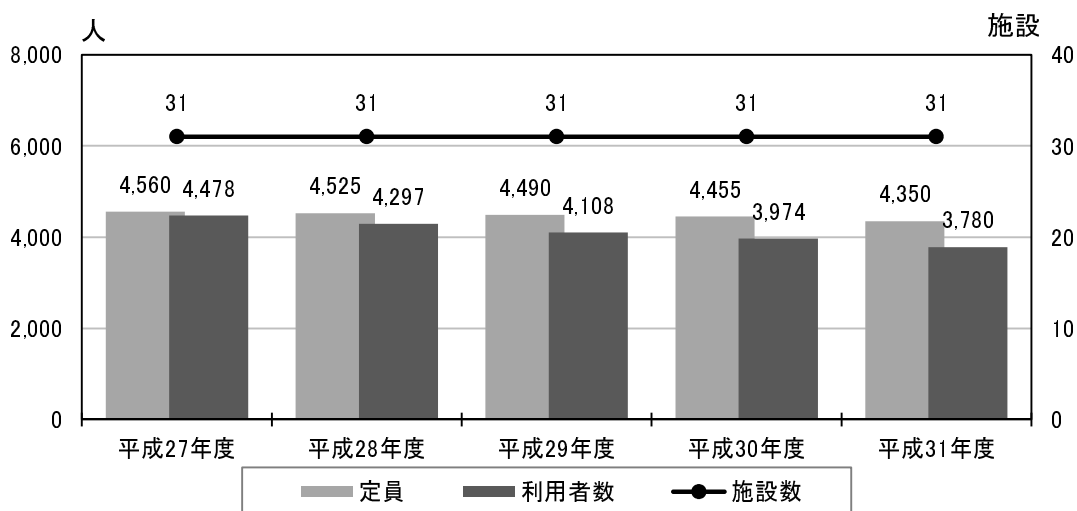
注) 保育施設は各年4月1日時点、教育施設は各年5月1日時点

出典：業務取得

1-7-② 幼稚園の施設数・定員数・利用者数の推移

平成31年度の幼稚園の施設数は、区立幼稚園20園、私立幼稚園11園の計31園で、平成27年度以降増減はありませんが、定員数及び利用者数は減少しています。

図表 12 幼稚園の施設数・定員数・利用者数の推移（各年5月1日時点）

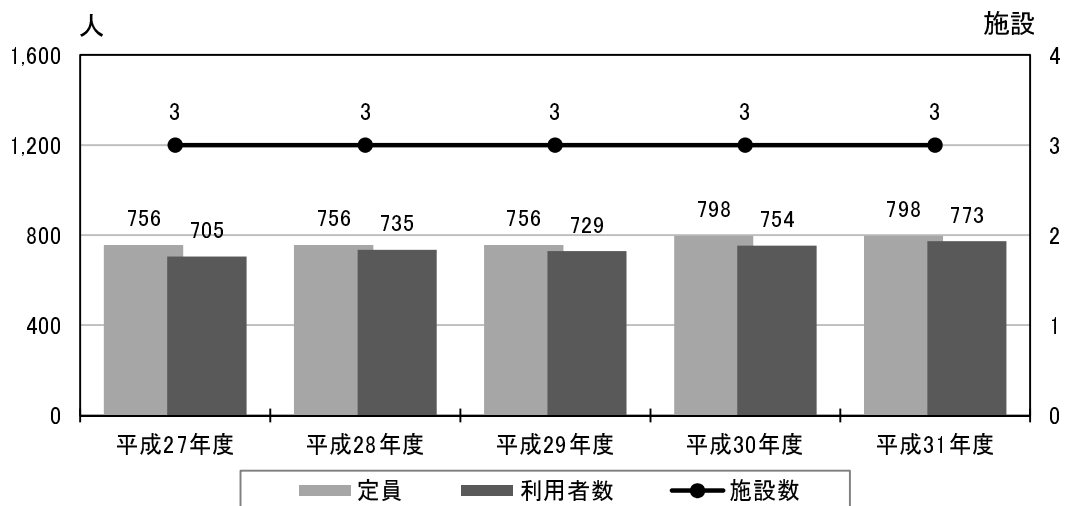


出典：業務取得

1-7-③ 認定こども園の施設数・定員数・利用者数の推移

認定こども園は平成27年度に1園開園し、計3園となりました。利用者数は増加傾向にあります。

図表 13 認定こども園の施設数・定員数・利用者数の推移（各年5月1日時点）



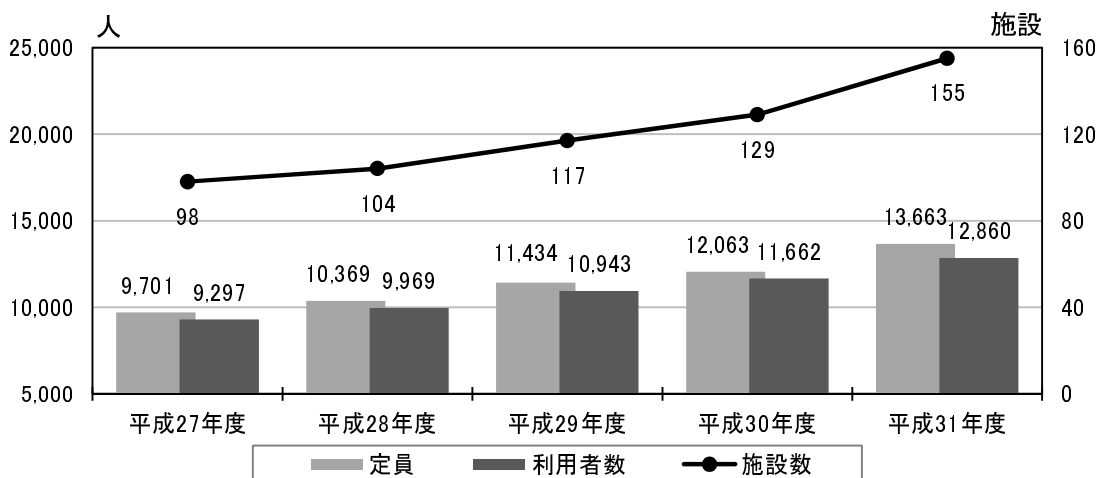
注) 1号認定は各年5月1日時点、2・3号認定は各年4月1日時点

出典：業務取得

1-7-④ 認可保育所の施設数・定員数・利用者数の推移

平成31年度の認可保育所は平成27年度と比較し、施設数は57施設増の155施設となり、平成27年度からは小規模認可保育所も開園（平成31年4月時点で18施設）しています。また、定員数では3,962人、利用者数では3,563人の増加となっており、定員数の増加に伴い、利用者数も増加し続けています。

図表 14 認可保育所の施設数・定員数・利用者数の推移（各年4月1日時点）



注) 小規模認可保育所を含む

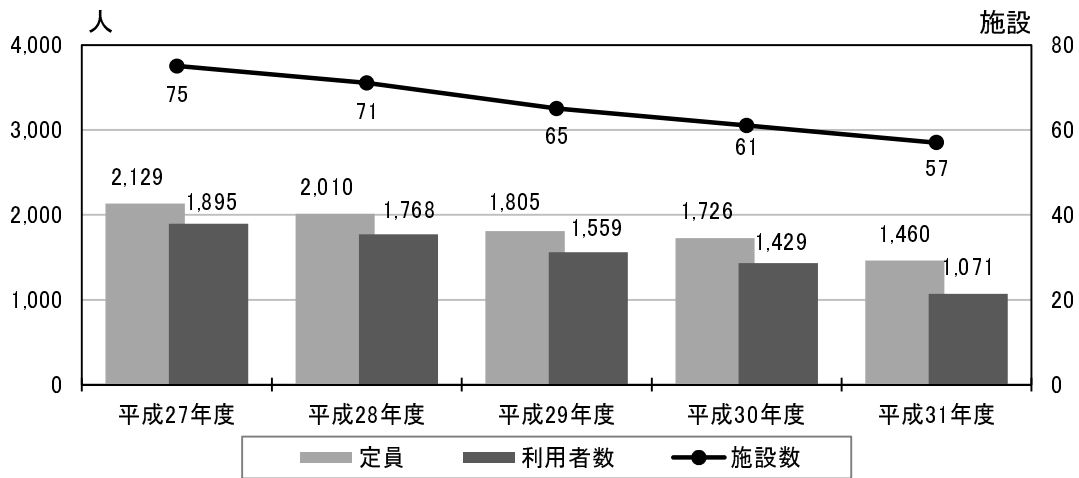
出典：業務取得

1-7-⑤ その他の保育施設の施設数・定員数・利用者数の推移

その他の保育施設※の施設数は、認証保育所の減少（認可保育所への移行）に伴い減少しています。定員数及び利用者数も減少しており、平成27年度と比較し、平成31年度は定員数で657人、利用者数で824人の減少となっています。

※その他の保育施設：「居宅訪問型」、「認証保育所」、「保育室」、「グループ保育室」「家庭福祉員」、「定期利用」、「保育ルーム」

図表 15 その他の保育施設の施設数・定員数・利用者数の推移（各年4月1日時点）

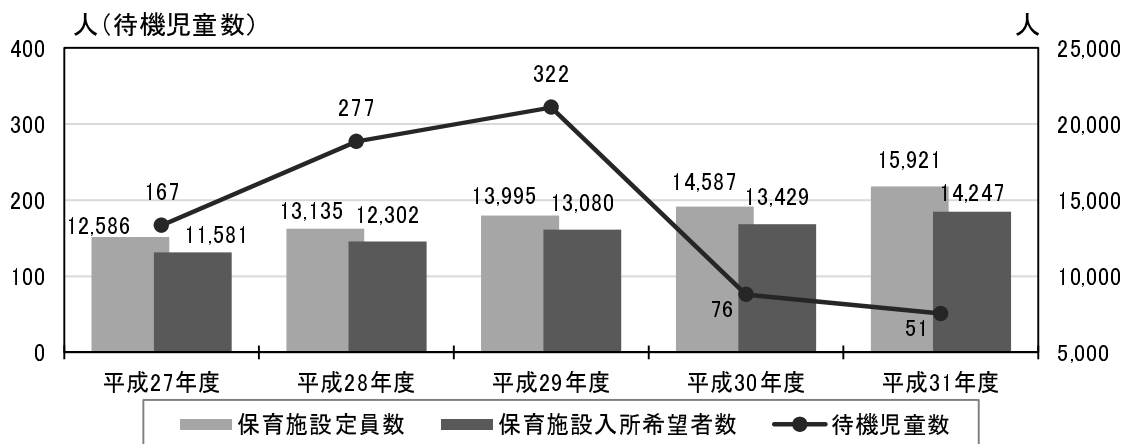


出典：業務取得

1-8-① 保育所待機児童数の推移

待機児童数は平成30年度以降減少しており、平成31年度には51人と5年間で最少人数となっています。

図表 16 保育所待機児童数と入所希望者数の推移（各年4月1日時点）



出典：業務取得

1-8-② 保育所待機児童数の内訳

平成 31 年 4 月時点の待機児童数（51 人）を年齢別にみると、待機児童が発生しているのは 0～2 歳児となっており、そのうち 1 歳児が最も多くなっています。

地区別でみると、「富岡地区」が 16 人で最も多く、「豊洲地区」（11 人）、「東陽地区」（11 人）の 3 地区で 10 人以上となっています。

図表 17 年齢別・地区別の保育所待機児童数（平成 31 年 4 月 1 日時点）

年齢別	人数	地区別(1)	人数	地区別(2)	人数
0歳児	18人	白河地区	7人	大島地区	0人
1歳児	21人	富岡地区	16人	砂町地区	1人
2歳児	12人	豊洲地区	11人	南砂地区	2人
3歳児	0人	小松橋地区	3人		
4歳児	0人	東陽地区	11人		
5歳児	0人	亀戸地区	0人		

出典：業務取得

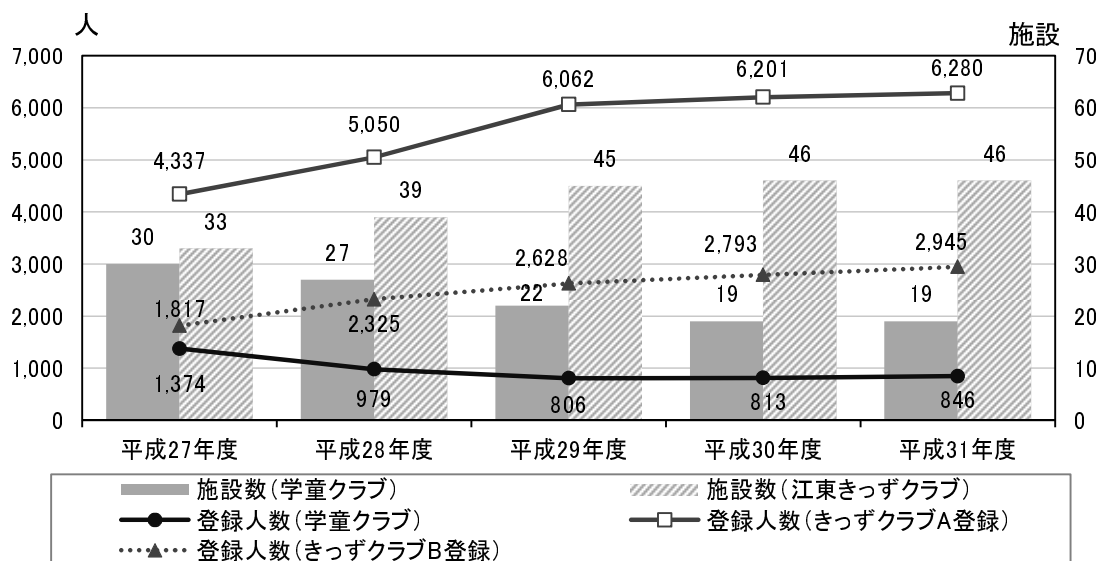
1-9 学童クラブ・江東きっずクラブの利用者数等の推移

学童クラブ※の施設数は減少傾向にあり、登録人数は平成29年度以降800人台で推移しています。

江東きっずクラブの登録人数は、きっずクラブA登録（放課後子ども教室）、きっずクラブB登録（学童クラブ機能）ともに増加しています。

※学童クラブ：令和2年度より「江東きっずクラブ」に名称を統一

図表 18 学童クラブ・江東きっずクラブの利用者数等の推移（各年4月1日時点）

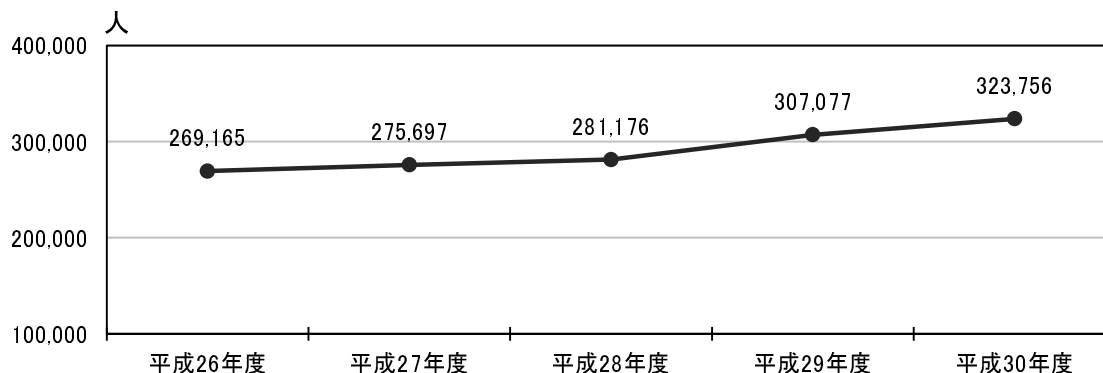


出典：業務取得

1-10 子育てひろばの利用者数の推移

子育てひろばの延利用者数は増加しており、平成29年度には30万人、平成30年度は32万人を超える延利用者数となっています。

図表 19 子育てひろば事業延利用者数の推移

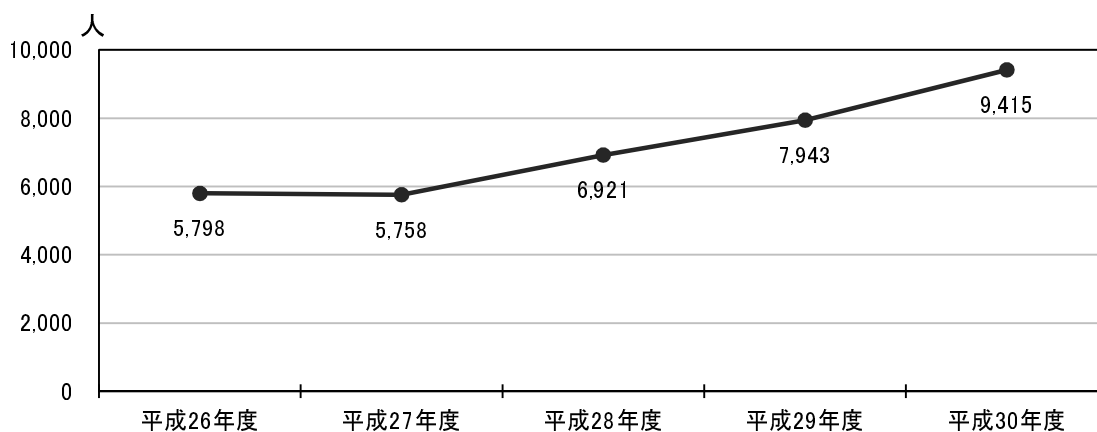


出典：業務取得

1-11 リフレッシュひととき保育の利用者数の推移

リフレッシュひととき保育の延利用者数は、定員枠の拡大を図ってきたことなどにより、平成 28 年度以降増加しており、平成 30 年度は 9,415 人となっています。

図表 20 リフレッシュひととき保育延利用者数の推移

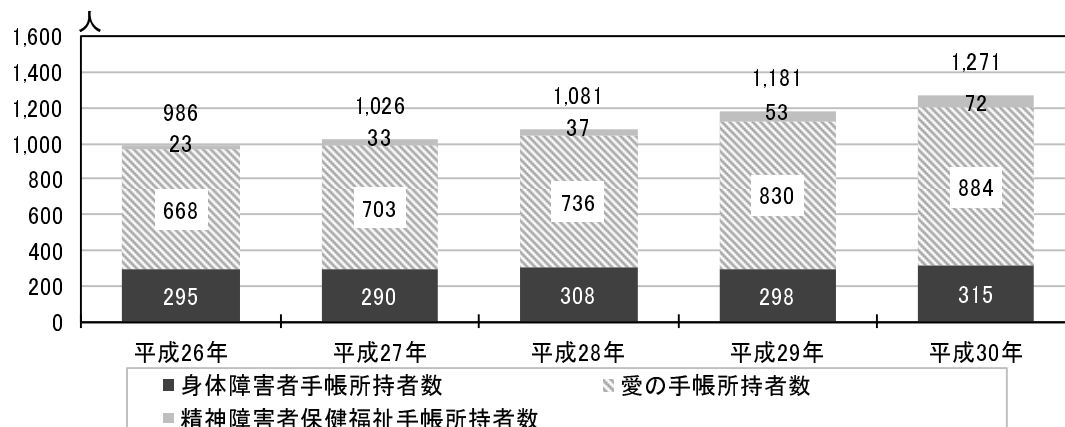


出典：業務取得

1-12 障害児の推移

18 歳未満の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、特に愛の手帳所持者数は、平成 26 年と比較し、平成 30 年で 216 件、32.3%の増加となっています。なお、障害者手帳は取得していないものの、発達に心配があり児童発達支援や放課後等デイサービスなどを利用している子どもも多くいます。

図表 21 18 歳未満の障害者手帳所持者数の推移（各年 12 月 31 日時点）

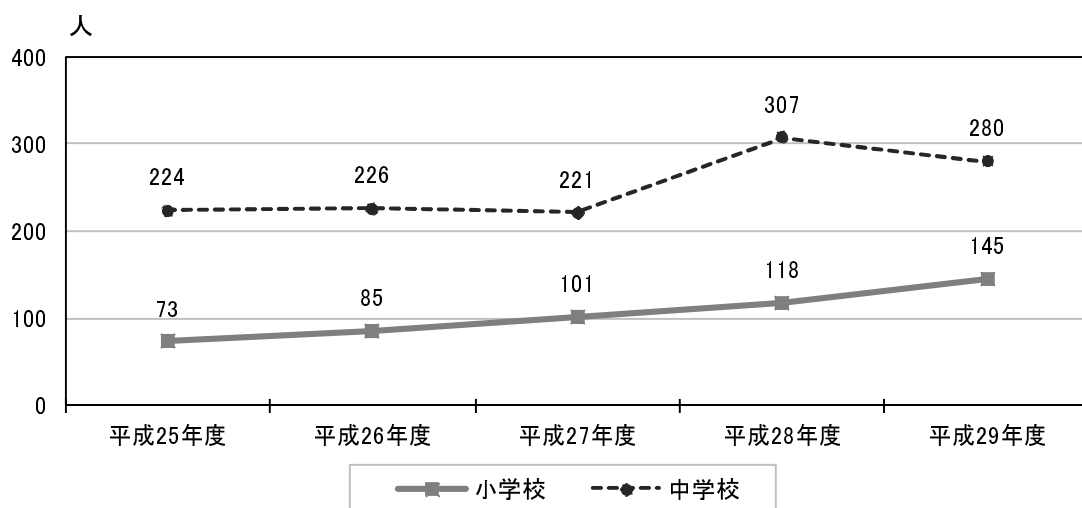


出典：業務取得

1-13 不登校児童・生徒数の推移

不登校児童・生徒数の推移をみると、小学校では平成25年度と比較し、平成29年度で72人の増加となっています。また、中学校では平成28年度に300人を超えたものの、平成29年度は前年度と比較し、27人減の280人となっています。

図表 22 不登校児童・生徒数（小中学校別）の推移（各年度4月～3月計）



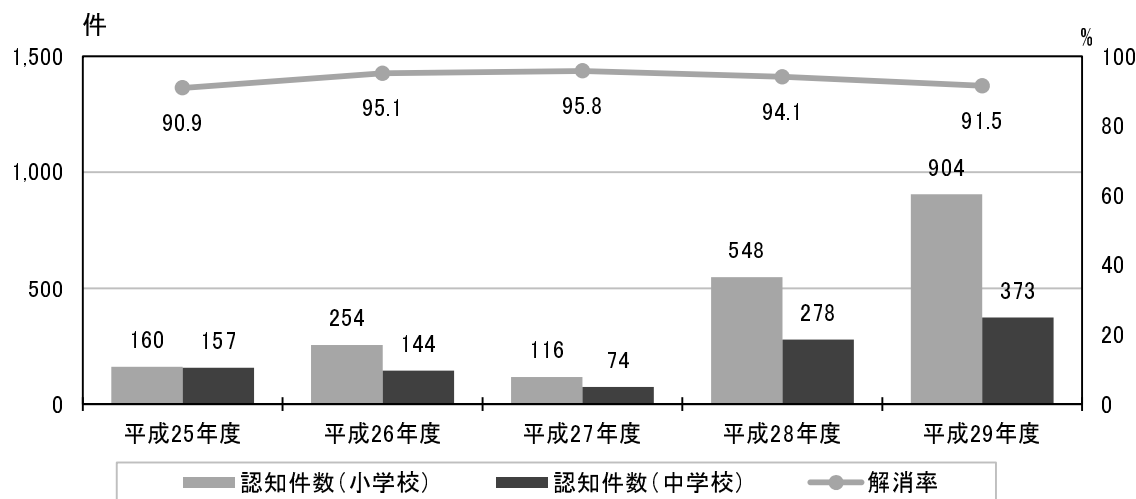
出典：業務取得

1-14 いじめの認知件数と解消率の推移

各学校が小さいいじめも見逃さないよう、確実な認知と対応を目指して取り組みを進めてきた結果、いじめの認知件数は近年増加しているものの、その解消率※は90%を超える高い率を維持しています。

※解消率：いじめ認知件数のうち、解消しているものの割合で、解消は①いじめが止まっている状態が継続、②被害者が心身の苦痛を感じていないことの2つを満たしている状態

図表 23 いじめ認知件数（小中学校別）と解消率の推移（各年度4月～3月計）



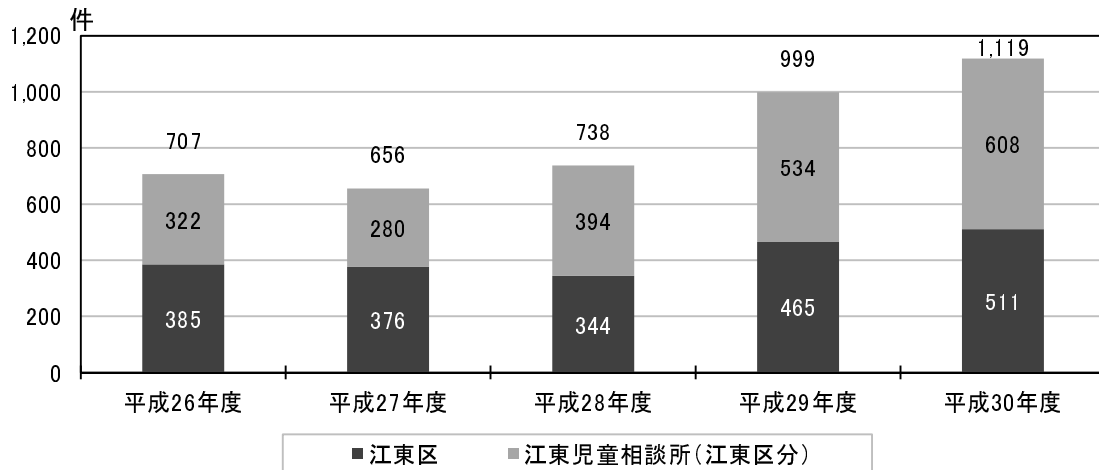
出典：業務取得

1-15 児童虐待受理件数の推移

児童虐待受理件数※をみると、江東区は平成 29 年度以降、江東児童相談所（江東区分）は平成 28 年度以降増加しており、平成 30 年度は江東区で 511 件、江東児童相談所（江東区分）で 608 件、合計で 1,119 件となっています。

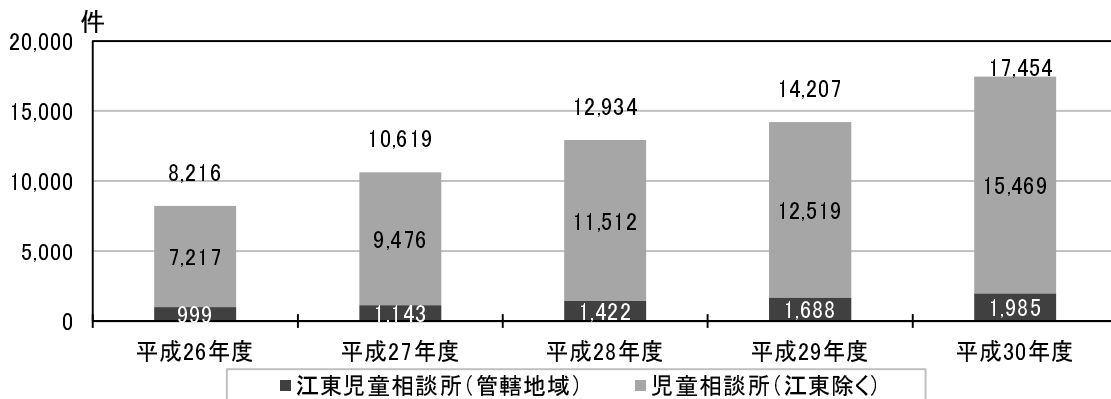
※児童虐待受理件数：児童や保護者、近隣住民、関係機関等からの通告（相談）を受け、児童虐待として受理した件数。
江東区では、こども家庭支援課と南砂子ども家庭支援センターで通告（相談）に対応

図表 24 児童虐待受理件数（新規）の推移（各年度 4 月～3 月計、江東区及び江東児童相談所の双方で受理したものを含む）



出典：業務取得

（参考）東京都児童相談所の児童虐待受理件数（新規）の推移



注) 都内に児童相談所は 11 か所あり、そのうち江東児童相談所の管轄地域は、江東区、墨田区、江戸川区

出典：東京都児童相談所の事業概要（2019 年版）

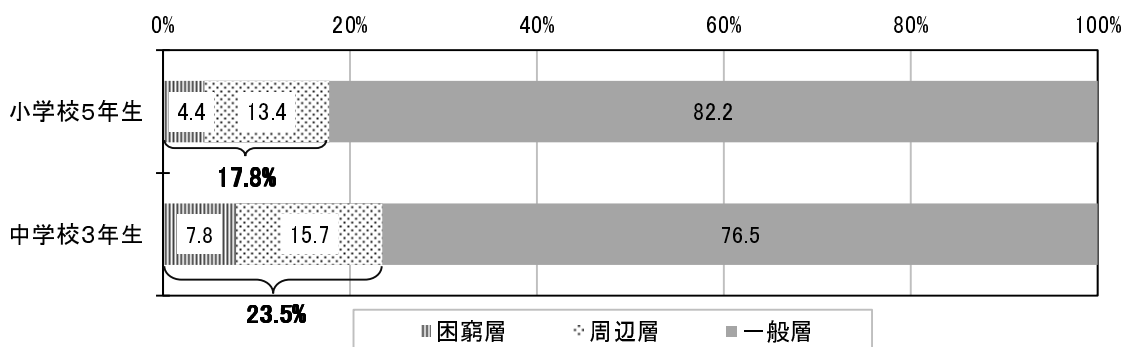
「児童虐待」の定義（厚生労働省ホームページより）

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など

1-16-① 生活困難層の状況

困窮層は小学校5年生で4.4%、中学校3年生で7.8%となっています。また、周辺層は小学5年生で13.4%、中学校3年生で15.7%となり、困窮層と周辺層を合わせた生活困難層は、小学校5年生で17.8%、中学校3年生で23.5%となっています。

図表 25 生活困難層の状況

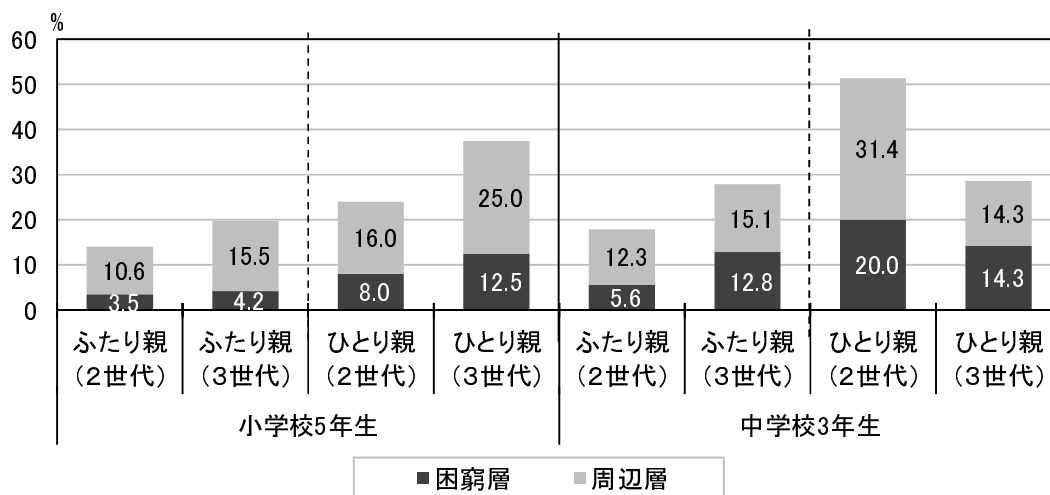


出典：平成30年度江東区子育て世帯生活実態調査

1-16-② 世帯類型別の生活困難層の状況

世帯類型別の生活困難層の状況をみると、中学校3年生のひとり親(2世代)では、困窮層の割合は20.0%、周辺層を含めた生活困難層の割合は50%を超える結果となっています。

図表 26 世帯類型別にみる生活困難層の状況



「生活困難層」の定義

「生活困難層」の分類は「低所得」、「家計の逼迫」、「子どもの体験や所有物の欠如」の3要素に基づき行い、このうち、2つ以上の要素に該当する層を「困窮層」、1つの要素に該当する層を「周辺層」としています。

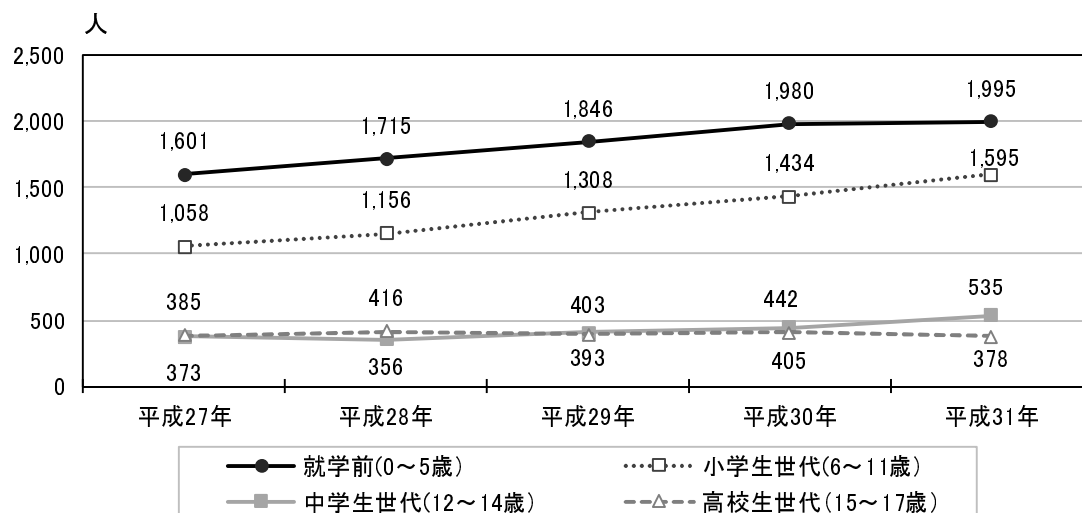
生活困難層	困窮層+周辺層
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない

出典：平成30年度江東区子育て世帯生活実態調査

1-17 年代別外国籍 18 歳未満人口の推移

本区の住民基本台帳に登録のある外国籍の 18 歳未満人口の推移を年代別にみると、平成 27 年と比較し、平成 31 年は就学前で 394 人、小学生世代で 537 人の増加となっています。

図表 27 年代別外国籍 18 歳未満人口の推移（各年 1 月 1 日時点）

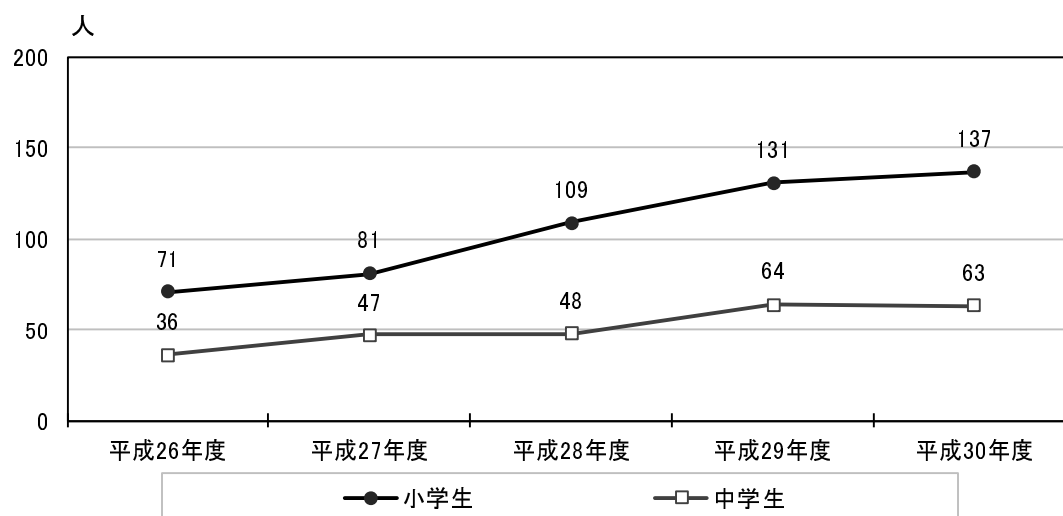


出典：業務取得

1-18 日本語指導を必要とする児童・生徒数の推移

区立小・中学校、義務教育学校に在籍する日本語指導を必要とする児童・生徒数の推移をみると、平成 26 年度と比較し、平成 30 年度は小学生で 66 人、中学生で 27 人の増加となっています。

図表 28 日本語指導を必要とする児童・生徒数の推移

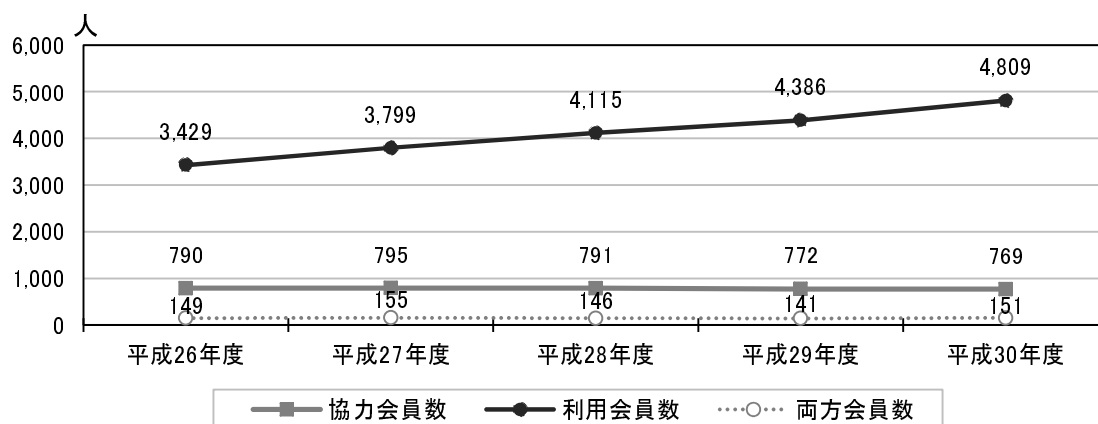


出典：業務取得

1-19-① ファミリー・サポート会員数の推移

ファミリー・サポートの利用会員数は増加しており、平成30年度は4,809人となっています。

図表 29 ファミリー・サポートの協力会員・利用会員・両方会員数の推移（両方会員数は協力会員数・利用会員数の内数）



出典：業務取得

1-19-② ファミリー・サポート活動件数の推移

ファミリー・サポートの活動件数をみると、「習い事等の援助」が平成30年度で4,087件と最も多く、平成26年度と比較し、およそ2倍となっています。また、保育所・幼稚園の送迎や帰宅後の援助も増加しており、平成26年度と比較し、「保育所・幼稚園の送り」はおよそ5倍、「保育所・幼稚園の迎え」はおよそ3倍となっています。活動件数全体としては、平成30年度で11,723件となり、5年間でおよそ1.5倍となっています。

図表 30 ファミリー・サポート活動件数の推移

活動内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	26・30年度増加率
保育所・幼稚園の送り	182	339	584	728	938	415.4
保育所・幼稚園の迎え	459	1,318	724	1,328	1,352	194.6
保育所・幼稚園の送りと登園前の援助	758	333	298	250	271	▲64.2
保育所・幼稚園の迎えと帰宅後の援助	2,119	2,078	2,141	2,202	2,238	5.6
学童の援助	852	752	908	629	691	▲18.9
未就園児の援助	598	948	1,014	1,010	1,223	104.5
習い事等の援助	2,026	3,045	3,209	3,001	4,087	101.7
その他	1,029	1,040	850	566	923	▲10.3
計	8,023	9,853	9,728	9,714	11,723	46.1

出典：業務取得

2 前期計画の取り組み状況（平成 27 年度～平成 30 年度実績）

前期の江東区こども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）の取り組み状況は、以下のとおりです。

2-1 教育・保育事業

1号認定（幼稚園利用）については、学級数の減少などにより平成 28 年度以降は計画を下回る実績となっています。

2号認定（3～5 歳の保育所利用）については、平成 30 年度は整備適地の確保ができなかったことや事業者の応募が予定よりも少なかったことなどの影響により計画を下回る実績となりましたが、令和元年度は新規開設（13 施設）や認可外保育施設の認可移行などにより計画を上回る実績となっています。

3号認定（0～2 歳の保育所利用）については、いずれも認可保育所の新規開設により定員数を増やしてきましたが、地域型保育事業において事業者の応募が予定よりも少ないなどの影響により、計画を下回る実績となった年度が多くなっています。

図表 31 教育・保育事業の計画及び実績等の状況

(月極利用定員数)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1号認定	量の見込み	5,581	5,651	5,861	6,084	6,280
	計画 (①)	5,040	5,040	5,040	5,040	5,040
	実績 (②)	5,052	5,017	4,982	4,989	4,884
	増減 (②-①)	12	▲23	▲58	▲51	▲156
2号認定	量の見込み	6,281	6,746	6,963	8,334	8,796
	計画 (①)	6,467	7,129	7,416	7,813	8,348
	実績 (②)	6,434	6,812	7,416	7,684	8,539
	増減 (②-①)	▲33	▲317	0	▲129	191
3号認定 (1・2歳)	量の見込み	4,536	4,916	5,496	5,893	6,317
	計画 (①)	4,539	4,929	4,885	5,247	5,699
	実績 (②)	4,483	4,661	4,885	5,137	5,575
	増減 (②-①)	▲56	▲268	0	▲110	▲124
3号認定 (0歳)	量の見込み	1,155	1,195	1,486	1,609	1,741
	計画 (①)	1,155	1,206	1,202	1,309	1,398
	実績 (②)	1,177	1,170	1,202	1,232	1,273
	増減 (②-①)	22	▲36	0	▲77	▲125

※実績について、1号認定は5月1日時点、2・3号認定は4月1日時点

※3号認定は、国の指針により0歳と1・2歳を分けて算出

※平成 29 年度に中間見直しを行い、量の見込み等を修正

2-2 地域子ども・子育て支援事業

2-2-① 利用者支援事業

利用者支援事業※は子ども家庭支援センターで実施しており、計画どおりの実績となっています。

※子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援等を行う事業

図表 32 利用者支援事業の実施状況

(実施か所数)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者支援事業	量の見込み	5	5	5	5	5
	計画 (①)	5	5	5	5	5
	実績 (②)	5	5	5	5	-
	増減 (②-①)	0	0	0	0	-

2-2-② 時間外保育事業 (延長保育事業)

時間外保育事業については、増加見込みの計画に対して利用は横ばいとなっており、計画を下回る実績となっています。

図表 33 時間外保育事業の実施状況

(月極利用平均人数)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
時間外保育事業	量の見込み	2,548	2,600	2,644	2,706	2,790
	計画 (①)	2,147	2,500	2,856	3,163	3,687
	実績 (②)	1,818	1,899	1,802	1,825	-
	増減 (②-①)	▲329	▲601	▲1,054	▲1,338	-

2-2-③ 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ・江東きっずクラブ)

放課後児童健全育成事業については、学童クラブ・きっずクラブB登録は計画を下回る実績となっていますが、A登録については計画のおよそ2倍近い実績となっています。

図表 34 放課後児童健全育成事業の実施状況

(登録者数)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
学童クラブ・ 江東きっず クラブB登録	量の見込み	3,583	3,676	3,774	3,865	3,969
	計画 (①)	3,583	3,676	3,774	3,865	3,969
	実績 (②)	3,064	3,152	3,234	3,400	-
	増減 (②-①)	▲519	▲524	▲540	▲465	-
江東きっず クラブA登録 (高学年)	量の見込み	1,508	1,550	1,590	1,647	1,690
	計画 (①)	1,508	1,550	1,590	1,647	1,690
	実績 (②)	2,384	2,833	2,885	2,984	-
	増減 (②-①)	876	1,283	1,295	1,337	-

※江東きっずクラブA登録は自主的な遊び・学びの場を提供し、児童の活動を守る事業で、江東きっずクラブB登録は就労世帯等の児童に対し、保護者に代わり生活の場を提供し、健全な育成を図る事業

※江東きっずクラブA登録には「げんきっず」を含む

2-2-④ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業については、利用しているこどもの年齢が上がるにつれて、男女が同じ部屋を利用しないように調整したり、集団生活になじめないこどもへの個別対応をするなど、利用するこどもへの配慮等の影響により、計画を下回る実績となっています。

図表 35 子育て短期支援事業の実施状況

(年間利用者数)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
子育て短期 支援事業	量の見込み	510	510	754	852	896
	計画 (①)	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
	実績 (②)	721	751	572	782	-
	増減 (②-①)	▲374	▲344	▲523	▲313	-

2-2-⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（新生児・産婦訪問指導事業）

乳児家庭全戸訪問事業については、対象となる 0 歳児数が計画を下回ったことや里帰り出産等の影響により、計画を下回る実績となっています。

図表 36 乳児家庭全戸訪問事業

(年間訪問件数)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	4,937	4,979	4,937	5,045	5,399
	計画 (①)	4,937	4,979	4,937	5,045	5,399
	実績 (②)	4,595	4,483	4,315	4,172	-
	増減 (②-①)	▲342	▲496	▲622	▲873	-

2-2-⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会※その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業については、ゆりかご・江東事業が平成 28 年度からスタートして支援の選択肢が増えたことなどの理由により、計画を下回る実績となっています。

※虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う法定の協議会

図表 37 養育支援訪問事業等の実施事業

(年間訪問件数・回数)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
養育支援訪問 事業件数	量の見込み	36	36	36	37	39
	計画 (①)	36	36	36	37	39
	実績 (②)	41	29	25	34	-
	増減 (②-①)	5	▲7	▲11	▲3	-

(年間訪問件数・回数)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
養育支援訪問 事業回数	量の見込み	286	289	286	293	313
	計画 (①)	286	289	286	293	313
	実績 (②)	174	212	169	247	-
	増減 (②-①)	▲112	▲77	▲117	▲46	-

2-2-⑦ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業※については、量の見込みは利用者数としていますが、計画は施設数としており、計画期間中の新規整備はなかったため、計画どおりの実績となっています。

※乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業であり、区では、「子育てひろば」として子育て中の保護者・就学前児童を対象に、子ども家庭支援センター、児童館、私立保育所で実施

図表 38 地域子育て支援拠点事業の実施状況

(施設数)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み (人)	271,760	274,270	276,420	279,360	283,360
	計画 (①)	27	27	27	27	27
	実績 (②)	27	27	27	27	-
	増減 (②-①)	0	0	0	0	-

2-2-⑧ 一時預かり事業 (一時預かり事業・幼稚園預かり事業)

一時預かり事業※については、休止施設の発生等による減少要因と事業開始や定員拡大による増加要因が重なり、実績は小幅な増減での推移となっています。

幼稚園預かり事業については、利用の実績は年々増加していますが、未実施の園があることや実施回数の少ない園があることにより、計画を下回る実績となっています。

※保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもを一時的に預かる事業で、認可保育所や子ども家庭支援センター、幼稚園等で実施

図表 39 一時預かり事業の実施状況

(年間利用者数)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一時預かり 事業	量の見込み	37,580	37,780	37,980	38,180	38,380
	計画 (①)	37,580	37,780	37,980	38,180	38,380
	実績 (②)	37,580	36,140	34,641	36,163	-
	増減 (②-①)	0	▲1,640	▲3,339	▲2,017	-
幼稚園預かり 事業	量の見込み	64,802	65,599	68,048	70,633	72,918
	計画 (①)	64,802	65,599	68,048	70,633	72,918
	実績 (②)	37,084	44,587	46,566	48,927	-
	増減 (②-①)	▲27,718	▲21,012	▲21,482	▲21,706	-

2-2-⑨ 病児保育事業

病児保育事業については、実績は増加していますが、計画は1年間の総定員数としているため、計画を下回る実績となっています。

図表 40 病児保育事業の実施状況

(延利用者数)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
病児・病後児 保育事業	量の見込み (人)	1,625	1,801	1,976	2,152	2,328
	計画 (①)	4,392	4,392	4,392	4,392	4,392
	実績 (②)	1,232	1,578	1,758	2,009	-
	増減 (②-①)	▲3,160	▲2,814	▲2,634	▲2,383	-

2-2-⑩ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

ファミリーサポート事業※(就学児)については、実績は年度により増減があるもの、おおむね計画どおりの実績となっています。

※区内で育児の手助けができる方(協力会員)と育児の助けを必要とする方(利用会員)の会員同士による援助活動

図表 41 ファミリーサポート事業の実施状況

(年間利用者数)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ファミリー サポート事業 (就学児)	量の見込み (人)	2,050	2,100	3,310	3,363	3,417
	計画 (①)	2,050	2,100	2,880	3,363	3,417
	実績 (②)	2,998	3,261	2,796	3,364	-
	増減 (②-①)	948	1,161	▲84	1	-

2-2-⑪ 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業については、事業対象となる妊娠者数が見込みよりも少なかったため、計画を下回る実績となっています。

図表 42 妊婦健康診査実施状況

(年間交付件数・健診回数)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
交付件数 受診票	量の見込み	5,678	5,726	5,678	5,802	6,209
	計画 (①)	5,678	5,726	5,678	5,802	6,209
	実績 (②)	5,402	5,194	5,141	4,795	-
	増減 (②-①)	▲276	▲532	▲537	▲1,007	-
健診回数	量の見込み	53,941	54,397	53,941	55,119	58,986
	計画 (①)	53,941	54,397	53,941	55,119	58,986
	実績 (②)	53,183	52,119	50,321	50,841	-
	増減 (②-①)	▲758	▲2,278	▲3,620	▲4,278	-

2-2-⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

本事業は、低所得者の負担の軽減を図ることを目的として、日用品や行事参加費等の実費負担分の補助を行うもので、平成 30 年度より、認定こども園及び新制度へ移行した幼稚園の利用者を対象に事業を開始しました。

2-2-⑬ 多様な主体の参入促進事業

株式会社等が運営主体の私立保育所は、平成 30 年度で合計 80 施設と、平成 27 年度に比べ 48 施設の増加となっています。多様な主体の参入促進事業※については、株式会社の増加が顕著となっています。

※保育の受け皿の確保や民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用を図るため、認可保育所等への民間事業者の参入を促進するための事業

図表 43 多様な主体の参入促進事業の実施状況

(施設数)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
運 営 主 体 状 況 の 私 立 保 育 所	株式会社	24	34	44	67
	NPO	6	7	7	8
	宗教法人	1	1	1	1
	その他	1	3	3	4
	合計	32	45	55	80

3 平成 30 年度調査（アンケート・ヒアリング）等結果概要

3-1 調査の概要

本計画の策定にあたっては、子育て支援施策及び教育・保育事業の利用量を見込む必要があることから、子育て中の保護者や中高生世代の意見・意向を伺うために区民意向調査を実施しました。また、こどもの貧困問題に関して、貧困（生活困難）層の生活、教育状況やニーズを把握することを目的として、区民及び関係機関・団体を対象にした子育て世帯生活実態調査を実施しました。

図表 44 調査実施概要

①区民意向調査	
○江東区内在住の就学前児童の保護者【3,000 件配付、1,780 件回収(回収率 59.3%)】	
○江東区内在住の小学生の保護者【3,400 件配付、2,024 件回収(回収率 59.5%)】	
○江東区内在住の中高生世代本人【7,400 件配付、3,261 件回収(回収率 44.1%)】	
②子育て世帯生活実態調査	
○江東区内在住の小学校 5 年生児童とその保護者 【各 3,050 件配付、児童 1,473 件回収(回収率 48.3%)、保護者 1,392 件回収(回収率 45.6%)】	
○江東区内在住の中学校 3 年生生徒とその保護者 【各 3,050 件配付、児童 1,252 件回収(回収率 41.0%)、保護者 1,185 件回収(回収率 38.9%)】	
○江東区内在住の児童育成手当受給者(小学校 4 年生から中学校 3 年生までの児童生徒を養育する者)【1,790 件配付、809 件回収(回収率 45.2%)】	
○区内のこどもの貧困問題に関係のある機関・団体【39 件】	
関係機関・団体のカテゴリー	
①福祉関係	母子生活支援施設／子ども家庭支援センター／母子・父子自立支援員／主任児童委員／区内保育所
②教育関係	スクールカウンセラー／スクールソーシャルワーカー
③保健関係	保健相談所／助産師会
④支援団体	子ども食堂実施機関／まなび塾(学習支援)実施機関

3-2 調査等からみえる課題の整理

アンケートやヒアリング調査の結果、および結果に対してこども・子育て会議で出された意見等を整理し、次期計画に向けた課題について次のとおり整理を行いました。

その2 就学前の教育・保育

アンケート・ヒアリング結果からの課題
①「空きがない」ために教育・保育事業を利用していない ②休日保育や一時預かりなど、保護者のレスパイト対策のための提供体制確保 ③柔軟な受け入れ時期／通いやすさの対応
(平成30年度)こども・子育て会議からの主な意見
①ファミリー・サポートのPRを工夫して協力会員が増えてくれると良い ②保育園等は預かるだけでなく、もう少し体制を考えて(縦割り交流)もraitたい ③保育士の確保で江東区でも革新的な取り組みをしていただけるとありがたい ④保育園が増えている中、きちんと保育の質を上げる仕組みをつくったほうが良い。また、幼児教育と一緒に考えながら保育の質を高めることが必要になってくるのではないか
庁内各所管から出された課題
①基本的な生活習慣が身に付いていないこどもの増加 ②保育園等の不足に伴う保護者の負担増 ③一時預かり事業の提供体制不足 ④保育人材不足／ファミリー・サポート協力会員の不足
⇒次期計画に向けた課題・キーワード
①適正な保育施設の整備 ②保育人材の確保 ③保育の質の向上 ④保護者のレスパイト対策 ⑤幼保小の連携と円滑な接続

その3 家庭の養育力、ワーク・ライフ・バランス等

アンケート・ヒアリング結果からの課題
<ul style="list-style-type: none">①こどもと接する時間が少ない②良好な親子関係の構築に向けたコミュニケーションの必要性③夫婦の子育て分担による子育ての負担感の緩和④こどもの成長段階に応じた情報提供と相談支援
(平成30年度)こども・子育て会議からの主な意見
<ul style="list-style-type: none">①切れ目のない支援として育児後の母親の再就職支援が必要②区報での事業周知を今よりもっと効果的にするなどの工夫が必要ではないかと思った③きちんと、何が駄目なのかという理由を言って、できたことは褒めてあげることがしっかりされていないのではないかと心配である④今の母親を見ていると正解を求める方がとても多い。子育てに正解はなく、そのことを丁寧に伝えていく必要がある⑤地域の方を巻き込みながら父親参加のきっかけづくりを子ども家庭支援センターでやっていきたい
庁内各所管から出された課題
<ul style="list-style-type: none">①家庭の養育力の低下②情報過多による子育てへの影響／余裕のない育児③夫の長時間労働に伴う母親のワンオペ育児
⇒次期計画に向けた課題・キーワード
<ul style="list-style-type: none">①家庭養育力の向上／こどもの育て方を学ぶ機会の拡充②子育てと仕事の両立③子育てに関する情報提供の工夫④親子間のコミュニケーション促進

その4 支援が必要な子ども・家庭への支援

アンケート・ヒアリング結果からの課題	
①問題を抱える保護者への支援	④困窮層のこどもの学習機会、体験の欠如
②困窮層の地域の中での孤立化	⑤しつけと体罰の認識の是正、暴力連鎖の防止
③ひとり親の就職支援、定着支援	⑥こどもの障害の早期発見、早期療育
(平成30年度)子ども・子育て会議からの主な意見	
<p>①こどもの人権を尊重することが一番大事</p> <p>②発達、行動、社会性が気になる子どもが増えており、保護者も問題を抱えていることが多く地域からも孤立している</p> <p>③発達支援センターの受け入れ体制の拡充</p> <p>④毎年、小学校に入った途端に学習の理解度がどんどん遅れていってしまう子どもがかなりいる</p> <p>⑤支援を必要とするこどもの親の中には、精神的な病気や発達障害、心の不安をもっていると疑われる方もいる。子どもと併せて親も支援していく必要がある</p> <p>⑥私たち大人が子どもたちに夢を持ってもらえるような活動ができていないのだろうと思う</p> <p>⑦体罰はすべきではないという方向にどのようにして持っていけるかということが課題</p> <p>⑧夢がある人や将来に対して希望がある人が増えるためにはどういった子育てをしていくと良いのかを考えることが大切だと思う</p> <p>⑨妊娠前から18歳までの計画を立てるという意味で、保健相談所での両親講座やしつけと体罰について、叩かない子育てについて、子ども家庭支援センター、児童館、保育園、幼稚園等で啓発活動をする必要があるのではないか</p> <p>⑩障害のある子どもを受け入れるため、保育園、幼稚園で補助職員を付けていただけるシステムは続けてほしい</p> <p>⑪区として、こどもの権利について、あらためて各職の理解を徹底するというを高らかに宣言していただきたい</p>	
庁内各所管から出された課題	
①外に出て来られない親子	④貧困家庭への支援と貧困連鎖の防止
②医療的ケア児の増加と対応	⑤ハイリスク妊婦や外国人家庭の増加
③発達障害児とその家族への支援	⑥虐待の防止
⇒次期計画に向けた課題・キーワード	
<p>①こどもの人権／最善の利益</p> <p>②こどもの自主性や社会性の習得</p> <p>③家庭の経済状況によるこどもの学習格差</p> <p>④保護者の自立性・生活習慣の習得</p> <p>⑤体罰・虐待の防止</p> <p>⑥障害のあるこどもの保育・教育機関の受け入れ支援体制</p>	

その5 青少年の健全育成（居場所やひきこもり等）

アンケート・ヒアリング結果からの課題
<ul style="list-style-type: none"> ①就学前児童の雨の日の居場所／ボール遊びができる場所 ②放課後サービス利用の需要の高まり ③児童館のPRと有効活用 ④安心して過ごせる居場所の確保 ⑤情報教育の機会の拡充 ⑥思春期におけるメンタルサポートと相談支援 ⑦子どもと大人が交流できる場が各地区に広がると良い
（平成30年度）こども・子育て会議からの主な意見
<ul style="list-style-type: none"> ①朝や夕方時間に子どもを見てもらえる場所が学校にできれば良い ②学校と公共の施設を利用して子どもたちが勉強できる場や安心して居れる場ができると良い ③土日だけでも、児童館に机を置いて、遊び以外のこともできる環境になれば良い ④児童館やきっぷクラブの運営基準を明確にしてほしい ⑤19館ある児童館・児童会館でまだまだ中高生、特に高校生の利用についてハードルが高い ⑥保護者等大人を対象とした、スマホや情報に関する講習会を開くことを考えていただきたい
庁内各所管から出された課題
<ul style="list-style-type: none"> ①放課後支援のニーズの増加 ②SNS、インターネットのリスク対策 ③安全な遊び場、自己有用感を得られる場の減少 ④若者の社会的孤立
⇒次期計画に向けた課題・キーワード
<ul style="list-style-type: none"> ①地域における居場所・遊び場・学習できる場の提供 ②学校が始まる前と放課後の居場所確保 ③児童館の活用 ④子どもの自主性や社会性の習得（再） ⑤情報教育の充実 ⑥思春期のメンタルヘルス対策

その6 地域の子育てへの関り

アンケート・ヒアリング結果からの課題
①地域の見守りや支えを感じているほど、子育てしやすいと感じている ②関係機関の連携と情報共有の重要性
(平成30年度)こども・子育て会議からの主な意見
①こども会のない地域がある／地域とつながりをもつ機会がないのでは ②“地域”というものを区としてどう考えていくのかを示す必要があるのでは ③支援が必要な人の中には接し方が難しいケースもあり、支援する側の対応力の向上を図るため、研修の充実が必要 ④地域のネットワークづくりが必要 ⑤多様化を受け入れられる社会になること ⑥親子が外に出て行けるところがたくさんあると良い ⑦家庭を支援する仕組みを地域でつくらねばならない ⑧行政で指導するなどしなければ、支援が必要な家庭へのアプローチを地域や町会で行うことは難しいと思う ⑨未就学児、特にまだ保育園や幼稚園に通ってない世代に対してのつながりの取り組みが不十分と感じている。保護者に対して、子育てのネットワークがあるということ、いろいろな団体がいろいろな形の活動をしていることを、いろいろな形で発信していただきたい。併せて、各団体をとりまとめるような施策も考えていただきたい
庁内各所管から出された課題
①子ども家庭支援センターと児童館の在り方 ②地域の目が届きにくい環境(マンション等) ③地域での孤立化と親の負担感の増加 ④地域でこどもを見守る意識の低下
⇒次期計画に向けた課題・キーワード
①安全な社会環境づくり ②地域養育力の向上／おせっかい ③脱・子育ての孤立化 ④関係機関のネットワーク化

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画では、次のとおり基本理念を定め、こどもに関する施策・事業に取り組みます。

未来を担う全てのこどもの最善の利益が尊重され、
地域みんなの支えあいのもと、喜びを感じながら安心して
子育てができる「**子育て応援のまち こうとう**」を目指します。

2 計画の基本目標

基本目標1 こどもの育ちを応援する

こどもの健やかな成長と親子の健康づくりを促進するとともに、全てのこどもが自分の個性を伸ばすことができるよう、就学前の教育機会の場の拡充及び質の向上を推進します。

また、全てのこどもが友だちや地域の大人などと接するなかで自己肯定感の獲得や社会性・協調性など社会生活に必要なスキルを得ることができるよう、地域における居場所づくりに取り組むとともに、選択肢の幅を広めることができるよう様々な学習・体験機会の拡充を図ります。

基本目標2 保護者の子育てを応援する

保護者が安心して子育てに取り組めるよう、相談しやすい環境づくりや必要な情報が得やすい情報媒体の充実など切れ目ないサポートを行います。

また、家庭の養育力を向上させる機会を拡充させることにより、保護者が喜びを感じながら子育てに取り組めるようにするとともに、育児疲れや突発的な用事等により子育てができない場合の一時的な保育体制を確保し、保護者が安心して子育てに取り組める環境づくりを進めます。

基本目標3 特別な支援が必要なこども・保護者を応援する

全てのこどもの最善の利益と健やかな成長を保障するにあたり、虐待・貧困・ひきこもり・障害や発達に心配があるなど、特別な支援を必要とするこどもたちが、その状況に応じて適切なサポートを得られる環境づくりを進めます。

また、特別な支援が必要な保護者に対する情報提供や相談支援、子育ての負担軽減や生活の改善に向けた取り組みなどを充実させ、必要な支援を受けながら子育てに取り組める環境づくりを進めます。

基本目標 4 地域のみんなで子育てを応援する

地域のみんなで子育て家庭に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を解消していくという考えのもと、地域の活動団体や事業者等の協力を得ながら、子育て家庭が喜びを感じながら子育てができ、子どもが安全に安心して過ごせる環境づくりを進めます。

また、行政と区民、市民団体（地縁団体、ボランティア団体、NPO法人等）が協働し地域全体で子育て家庭を支える環境を構築するため、地域のサポート体制のネットワーク化を進めます。

3 計画の指標

基本理念の実現を目指し、基本目標に基づく取り組みを積極的に展開していきますが、その成果を測るものとして、基本目標ごとに代表する取り組みや特に重要と考える事柄を成果指標として設定しました。

※成果指標ごとの目標値等については、今後掲載します。

基本目標 1 関連

成果指標	指標名	説明	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
	保育所待機児童数	保育施設への入所を申し込み、入所の要件を備えていながら入所できない児童の数		

基本目標 2 関連

成果指標	指標名	説明	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
	子育てひろば利用者数	子ども家庭支援センター、児童館及び保育園で実施する「子育てひろば事業」の利用者数		

基本目標 3 関連

成果指標	指標名	説明	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
	しつけであっても子どもに体罰を与えてはならないと理解している区民の割合	区民アンケートで、「しつけであっても体罰はすべきではない」と回答した区民の割合		

基本目標 4 関連

成果指標	指標名	説明	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
	地域に見守られて子育てしていると感じる保護者の割合	区民アンケートで、「地域に見守られて子育てしていると感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した保護者の割合		

第4章 各論

◇施策体系（全体像）

基本目標1 こどもの育ちを応援する

- ① こどもと親の健康づくりの促進
- ② 就学前の教育・保育事業の推進
- ③ こどもの安定した日常の生活の支援（こどもの居場所・遊び場の充実）
- ④ 様々な学習・体験機会の提供

基本目標2 保護者の子育てを応援する

- ① 家庭の養育力の向上
- ② 子育て支援サービスの充実
- ③ 相談体制・情報提供の充実
- ④ 子育て家庭への経済的支援



基本目標3 特別な支援が必要なこども・保護者を応援する

- ① 障害や発達に心配のあるこどもへの支援
- ② 虐待の未然防止と対応力の向上
- ③ 生活困難層への支援
- ④ 外国にルーツを持つこどもへの支援
- ⑤ こどもの社会的自立への支援

基本目標4 地域みんなで子育てを応援する

- ① 地域ぐるみの子育て支援
- ② こどもの安全・安心の確保
- ③ 関係機関のネットワーク化の拡充
- ④ ワーク・ライフ・バランスの推進

〔年代別主なこども・子育て支援施策〕

	妊娠期	0～5歳
<p>1 こどもの育ちを応援する</p> 	<p>妊婦健康診査</p> <p>妊娠出産支援事業</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>乳幼児健診事業</p> <p>教育・保育事業 (幼稚園・保育園・認定こども園等)</p> <p>一時預かり事業</p> <p>時間外保育事業</p> <p>病児・病後児保育事業</p>
<p>2 保護者の子育てを応援する</p> 	<p>両親学級事業</p>	<p>利用者支援事業</p> <p>地域子ども子育て支援拠点事業(子育てひろば)</p> <p>子育て短期支援事業</p>
<p>3 特別な支援が必要なこども・保護者を応援する</p> 	<p>養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援事業</p>	<p>保育施設特別支援事業</p>
<p>4 地域みんなで子育てを応援する</p> 		<p>子育て援助活動支援事業</p>

※網かけは法に定められた「教育・保育事業」・「地域子ども・子育て支援事業」

小学校期	中学校期	高校世代期以降
幼小中連携教育事業		
放課後児童健全育成事業 (江東きっずクラブ)		
少年の自然生活体験事業		
児童館管理運営事業		
青少年交流プラザ管理運営事業		
(子育て支援等に関する身近な場所での相談や情報提供、助言等)		
(こどもショートステイ事業)		
児童手当支給事業		
障害児(者)通所支援施設管理運営事業		
幼稚園・小・中学校特別支援教育事業		
・児童虐待対応事業(要保護児童対策地域協議会の運営、虐待防止の普及啓発等)		
まなびサポート事業		
小・中学校就学援助事業		
日本語指導員派遣事業		
スクールカウンセラー派遣事業/スクールソーシャルワーカー活用事業		
(ファミリーサポート事業)		
こども食堂支援事業		
学校安全対策事業		
児童虐待対応事業(要保護児童対策地域協議会の運営)(再掲)		
ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業		

1 こどもと親の健康づくりの促進

目指す姿

妊娠期から乳幼児期・学齢期にわたる切れ目のない出産・子育て・健康づくり支援が行われ、安心してこどもを産み、健やかに子育てできる環境が整っています。

■ 現状

- 平成 28 年の母子保健法の改正に基づき、同年度から各保健相談所を「母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）」と位置づけ、保健師や助産師などの専門職による妊婦面接や相談指導を行っています。
- 協力医療機関等においてニーズに応じた多様な産後ケアを開始するなど、妊娠期からの母子支援の充実を図っています。
- 定期的な乳幼児健康診査や妊婦健康診査を実施し、こどもや妊婦、産婦、子育て家庭について健康や育児の状況などの確認を行い、早期からの保健相談・指導を行っています。
- 若年妊娠や特定妊婦、子育てに不安のある方などの相談・支援を行うとともに、必要に応じて医療や療育・子育て支援担当部署などと連携した対応を行っています。
- 新生児・産婦訪問指導において母親の産後の精神状態を調査すると、概ね1割程度が産後の抑うつ傾向にあります。
- 平均出産時年齢の上昇により、出産後の体調や体力の回復に不安を抱く母親が増えています。
- 区内に住む外国人の出生数は年々増加しており、出産や子育てに不安を抱える外国人妊産婦が増えています。
- ライフスタイルの変化に伴い、親世代・こどもともに、生活習慣病のリスクが高まっているほか、こどもの歯周疾患が増加しています。

■ 課題

- 子育て支援や虐待防止の観点からも、妊娠期から乳幼児期にわたる母子保健施策の更なる充実が求められています。
- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などを背景に、相談相手がいないことや必要な情報が得にくいことなどから不安を抱える妊産婦が増えており、そうした妊産婦への対応が求められています。
- 年齢の高い産婦は産後の体力回復に時間を要するため、育児負担の軽減など産後の育児支援の充実が求められています。
- 言葉が通じないことなどにより必要な情報が得にくいなど、不安を抱える外国人への対応が求められています。

- こどもの頃から健康的な生活習慣を心がける意識の醸成を図るとともに、全てのこどもに対し、健康状態を確認する機会の確保と適切な指導・助言を行う必要があります。

■ 取組方針

- ◆ 妊婦に対して保健師等の専門職によるゆりかご面接を行い、必要な情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、定期的な妊婦健康診査を行い、妊婦及び胎児の死亡率低下、流・早産の防止等を図ります。さらに、乳幼児の定期的な健康診査を行い、疾病や障害を早期に発見し、早期治療・療育に結びつけるとともに、こどもの成育支援、保護者への育児支援を行います。
- ◆ 妊娠期には両親学級を通して地域での仲間作りを行います。また、産後は新生児・産婦訪問指導だけでなく、地区別に開催されている育児相談や育児学級などを通して不安の軽減を図り、参加者の交流により孤立化を予防します。さらに、個別の対応が必要な方には家庭訪問を行い、状況に応じた必要な支援につなげていきます。
- ◆ 新生児・産婦訪問指導により新生児・産婦に対して家庭訪問を行い、家庭環境・生活環境に応じた適切な指導やアドバイスを行うとともに、産後ケアに取り組むなど、新生児の健全な発育と産婦の子育てを支援します。また、健診や相談時に虐待など子育て家庭の課題把握に努め、関係機関等と連携した継続的な支援を行います。
- ◆ 外国人への訪問や相談対応における多言語対応を図り、母国での生活や子育て環境にも配慮したうえで、外国人も安心してこどもを産み、育てることができる環境づくりに取り組みます。
- ◆ 幼稚園、小・中学校、義務教育学校及び保育施設において、こどもの健康診断等を行い、疾病の早期発見と健康増進を図るとともに、基本的な生活習慣をこどもたちが身につける教育を推進します。

【主な事業】	◇妊娠出産支援事業	◇新生児・産婦訪問指導事業
	◇乳児健康診査事業	◇一歳六か月児健康診査事業
	◇妊婦健康診査事業	◇予防接種事業
	◇幼稚園・小・中学校保健衛生事業	

2 就学前の教育・保育事業の推進

目指す姿

教育・保育施設が適切に整備されているとともに、質の高い教育・保育事業が安定的に提供され、子どもたちがのびのび育ち、子育て家庭が安心して子育てできる環境が実現しています。

■ 現状

- 平成 27 年度から 30 年度までの 4 年間で、約 3,300 人の保育施設の定員を増やしました。
- 平成 31 年 4 月 1 日現在の待機児童数は、前年度に比べ 25 人減少し、51 人となっています。また、育児休業者等を除いた実質的待機児童数は 42 人減少し、14 人となっています。
- 保育施設の新設が続く中で、量の拡充だけでなく、保育の質の確保や向上が求められています。
- 保育の担い手となる保育人材の確保が難しくなっています。
- 就労形態や家庭環境、ライフスタイル等が多様化し、それらに応じた柔軟な保育サービスの提供が求められています。
- 区立幼稚園の園児数は、令和元年 5 月 1 日現在 1,323 人で、前年度に比べ 163 人減っています。

■ 課題

- 待機児童の解消には至っていないことや、今後も子育て世帯や共働き世帯の増加が見込まれていることから、引き続き乳幼児人口の推移を見極め、地域の保育需要や保護者の多様なニーズに対応する保育の受け皿確保が必要です。さらに、保護者が保育事業を利用するにあたり、通園の利便性及び保育の内容を重視していることから、施設整備にあたり、利便性及び保育の質の更なる向上が求められています。
- 保育施設の新設が続く中でも保育の質が低下しないよう、区内保育施設において、適正な施設運営や保育等の実施が必要です。
- 都市部では保育施設の新設が続いており、保育人材が不足しています。そのような中でも、保育施設の安定的な運営のため、保育人材の確保及び定着とともに保育士の質の向上が求められています。
- 多様な保育サービスを提供するための体制整備等が課題となっています。
- 区民ニーズが、こどもを低年齢から、また長時間預けることにシフトしており、区立幼稚園においても 3 歳児保育や預かり保育の実施が求められています。
- 令和元年 10 月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、保育需要の動向を見極める必要があります。

○ 就学前教育と小学校教育の円滑な接続のため、一層の相互理解や連携強化が求められています。

■ 取組方針

- ◆ 地域やこどもの年齢によって異なる保育需要に応じて、公有地の活用や大規模開発との連携など、多様な整備手法を用いて認可保育所等の整備を進めます。また、保育園ナビゲーターの活用やA Iを活用した入園事務の効率化により、保護者のニーズに応じた情報提供を行い、待機児童の解消を目指します。
- ◆ 保護者が安心してこどもを預けることができるよう、検査の対象となる全ての保育施設に対して毎年、指導検査を実施し、適切な運営の確保及び保育サービスの質の向上を図ります。
- ◆ 多様なニーズに対応したプログラムや指導方法の研究を行うとともに、取り組みの成果を区内保育施設で共有し、区内全体の保育の質の向上につなげていきます。
- ◆ 保育人材確保のため、処遇の改善につながる補助をはじめ、宿舍借上げ補助、就職相談会及び法人採用担当者向け採用活動支援セミナー等の支援に取り組みます。
- ◆ 多様な保育サービスの提供について、体制整備や既存事業の改善・拡充に関する検討を進めます。
- ◆ 「区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」（平成30年9月策定）に基づき、区立幼稚園の適正配置を推進するとともに、3歳児保育及び預かり保育を実施することで区民ニーズに応えていきます。
- ◆ 就学前教育と学校教育の円滑な接続のため、同じ地域の保育施設・幼稚園、公立小・中学校・義務教育学校の保育士と教員による協議会の開催や合同研修会の実施など、一層の相互理解と連携強化を図ります。

【主な事業】	◇私立保育所整備事業	◇入園事務
	◇定期利用保育事業	◇居宅訪問型保育事業
	◇保育の質の向上事業	◇保育従事者確保支援事業
	◇病児・病後児保育事業	◇非定型一時保育事業
	◇保育所管理運営事業	◇幼稚園管理運営事業
	◇幼小中連携教育事業	

3 こどもの安定した日常の生活の支援 (こどもの居場所・遊び場の充実)

目指す姿

こどもが安全・安心に過ごせる居場所や遊び場の提供により、こどもの安定した日常の生活が確保され、こどもたちが健やかに成長しています。

■ 現状

- 区内 18 の児童館において、放課後等にこどもが安全で健やかに過ごせる場の提供を通じ、こどもの安定した日常の生活の支援などを行っています。
- 平成 30 年度では、児童館利用者のうち約 5 割が乳幼児とその保護者、約 4 割が小学生で、中高生は 1 割未満となっています。
- 児童館では、「江東きっずクラブ^{*}」の全校展開により、小学生の利用が減少している一方で、乳幼児親子や中高生世代の利用が増加しています。
- 乳幼児親子が気軽に利用できる居場所として子ども家庭支援センター、中高生世代が利用できる居場所として青少年交流プラザがありますが、これらの施設が身近にない地域もあります。
- 江東きっずクラブを全小学校・義務教育学校 46 校で、小学校外の江東きっずクラブを区内 19 箇所で開催し、放課後等においてこどもが安全で健やかに過ごせる場を提供しています。
- 国の「新・放課後子ども総合プラン」(平成 30 年 9 月)では、全小学校区で「江東きっずクラブ」に相当する一体型・連携型事業の実施、学校施設の徹底活用等を目標に掲げています。
- 江東きっずクラブでは利用児童数の増加に伴い、保留児童が発生している状況です。
- 青少年交流プラザにおいて、中高校生の居場所の提供やボランティア育成、自立心や社会性を育む講座やイベント等を提供しています。
- 平成 30 年度調査では、中高生世代の安心できる場所について、多くが自宅の「自分の部屋」「家族が集まる部屋」と回答する一方、「安心できる場所がない」とする回答もありました。
- 区内には、平成 31 年 4 月 1 日現在、区立公園が 168 園、区立児童遊園が 93 園ありますが、十分に利活用されていないところがあります。

■ 課題

- 中高生世代が児童館を利用しない理由として、「小さいこどもを対象にした施設だと思うから」に 4 割を超える回答があるため(平成 30 年度調査)、中高生でも利用できることの周知が必要

^{*} 江東きっずクラブ…放課後の学校施設などを活用し、こどもたちの安全で安心な居場所を提供する事業であり、遊びや学習、スポーツ等を通して、異学年児童の交流を図り、こどもたちの創造性や自主性、協調性を育むことを目的としている。自主的な遊びの場を提供する「放課後こども教室」と就労世帯等の小学生が利用できる「放課後児童クラブ」の 2 つの機能が一体・連携して運営している。

です。

- 児童館について、小学生の安全な居場所機能を維持しつつ、乳幼児及び保護者、中高生向け事業の充実が必要です。
- 江東きっずクラブでは、より多くの児童を受け入れるために、環境に配慮したスペースの確保が課題となっています。
- 中高校生の居場所として青少年交流プラザがありますが、青少年交流プラザは区内1か所しかなく、他の地域では中高生の居場所等が不足しているため、区内の他の地域においても、青少年の居場所を設ける取り組みが必要です。
- こどもたちの求める施設や遊具などのニーズが変化してきており、公園や児童遊園の整備・改修にあたっては、自然の恵みや生き物の豊かさが感じられること、こどもを安心して遊ばせられることなど、多様なニーズに応える公園づくりが求められています。

■ 取組方針

- ◆ 児童館は、放課後の安全・安心な居場所づくりの役割を担うとともに、0歳から18歳までの切れ目のない支援を目指し、他の子育て関連施設等と連携しながら、発達段階に合わせたこどもの育ちの支援に取り組みます。
- ◆ 江東きっずクラブについては、「江東区放課後こどもプラン」に基づき、保留児童対策や開所時間の前倒し等の事業の拡充のほか、こどもたちの活動場所の環境改善や地域との連携による魅力あるプログラムの実施などに取り組みます。また、学童クラブは江東きっずクラブに名称を統一し、放課後支援事業の一体的な運営に取り組みます。
- ◆ 公共施設を活用して、青少年の自主的かつ多様な学習・活動を支援するほか、相談支援等を行い、家庭や学校に続く第三の居場所を充実させていきます。
- ◆ 近隣の保育施設や小学校等からの意見を聴取するなど、地域のニーズを反映しながらコミュニティ醸成につながる公園の整備・改修を計画的に行い、区民に親しまれ誰もが安心して利用でき、四季折々の水辺と緑を体感できる魅力ある公園づくりを行います。

【主な事業】	◇児童館管理運営事業	◇青少年交流プラザ管理運営事業
	◇放課後こどもプラン事業	◇公園改修事業
	◇児童遊園改修事業	

4 様々な学習・体験機会の提供

目指す姿

こどもたちが文化やスポーツ等に親しむ機会や自然とのふれあい、異なる世代や価値観を持つ人々との交流など、多様な学習・体験を通じて豊かな人間性や社会性を身につけ、自立した大人へと成長しています。

■ 現状

- 区立中学校・義務教育学校（後期課程）の生徒を対象に、カナダへの海外短期留学を実施し、中学生が海外を実際に見て、体験できる機会を提供しています。また、小学校・義務教育学校5年生を対象に、TOKYO GLOBAL GATEWAYでの英語の体験学習を行っています。
- 「江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画」を策定し、区内全校園において取り組みを進めています。
- 松尾芭蕉ゆかりの地である本区では、俳句講師を派遣するなど、その特色を生かした俳句教育をおこなっています。
- 部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、こどもたちの資質・能力の育成に資するものですが、中学校において、指導者不足などにより運営が困難となる部活動も発生しています。
- 近年、こどもが直接自然に触れ、五感を通じて様々なことを学ぶ取り組みの場や機会が減少していることが指摘されています。
- 小学校の新学習指導要領においてプログラミング教育が必修化されました。
- 全小中学校にタブレット端末を86台、電子黒板を各フロアに1台整備するとともに、無線LAN環境を構築するなど、ICTの環境整備を進めています。
- 本区の「教育に関する意識調査」によると、こどもの日常的な運動の実施状況について、「ほとんどしていない」が3割弱となっています。
- 近年、こどもの読書離れが指摘されており、年齢が上がるにつれ読書量が減少しています。

■ 課題

- 中学校・義務教育学校（後期課程）の部活動では、競技経験が無いなど、専門的な指導ができる教員がいないケースがあることが課題となっており、人材の確保が求められています。
- 都市化、少子化、電子メディアの普及、地域とのつながりの希薄化といった社会の変化などにより、これまで身近にあった自然の中での仲間との遊びや体験の機会が少なくなっています。そのため、自然体験活動の機会を創出することが課題となっています。
- 小学校の新学習指導要領におけるプログラミング教育の必修化や国のICT環境の整備方針

等を踏まえ、ICT環境整備を加速化させる必要があります。

- 学校だけでなく、地域でこどもが気軽にスポーツ・運動を実施できる場所や機会の確保が必要です。
- 現代では、テレビやゲーム、インターネット等の様々な情報メディアが普及し、こどもたちが読書までに至らないことが多くなっていると考えられます。そのため、乳幼児から読書の習慣をつけるとともに、こどもが読書に興味を持つような環境を整備することが課題です。

■ 取組方針

- ◆ 俳句講師を派遣した俳句授業、地域の特性や歴史、地域との連携等を取り入れた授業・教育活動など、江東区ならではの学習・体験ができる授業・教育活動を提供します。
- ◆ 専門的な知識・技能を有する部活動指導員や外部指導員など、外部人材の活用により持続可能な部活動の運営体制の構築に努めます。
- ◆ 夏休みを利用して小学校高学年を対象にキャンプを実施することで、家庭から離れた自然環境でこどもたちが共同生活を体験できる場を提供し、自然に適応する能力を身につけさせるとともに、自立心や協調性、地域活動への参画意識を醸成します。
- ◆ 区内の親水公園など、身近に自然と触れ合える環境を整えるとともに、そうした環境を活用した体験学習や自然に親しむ機会の提供を地域団体と連携して取り組みます。
- ◆ 新学習指導要領の実施を見据え、学校ICTの環境整備を中期的な計画に基づき進めます。
- ◆ 江東区スポーツ推進計画に基づき、スポーツイベントの開催や教室事業の実施、気軽にスポーツができる環境の整備など、こどもたちが身近にスポーツ・運動を楽しめる機会と環境を創出します。
- ◆ 図書館において、こどもの年齢に応じた蔵書の充実や読み聞かせのイベント等を通じて読書の楽しさを知る機会を提供するなど、こどもの成長段階に応じた読書環境の構築に取り組みます。また、読み聞かせボランティア等の養成講習会や研修会等の開催により、人材の確保と育成に努めます。
- ◆ 児童館や文化・歴史施設など、区内の豊富な公共施設等において、こどもや子育て家庭のニーズを踏まえながら様々な講座や体験型プログラム等を実施します。

【主な事業】	◇中学生海外短期留学事業	◇俳句教育推進事業
	◇小・中学校特色ある学校づくり支援事業	◇幼稚園特色ある教育活動支援事業
	◇部活動振興事業	◇少年の自然生活体験事業
	◇小・中学校コンピューター教育推進事業	◇区民スポーツ普及振興事業
	◇図書館読書活動推進事業	

1 家庭の養育力の向上

目指す姿

親が自らの養育力を発揮し、こどもの育ちと親自身の成長を感じながら家庭での養育を行うことができます。

■ 現状

- 近年、家庭の養育力の低下が指摘されています。また、平成30年度調査では、「こどものしつけや教育に自信が持てない」と回答した人は、未就学児保護者で6割弱、小学生保護者では5割弱となっています。
- 幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校へ円滑に接続するためには、学校における取り組みだけでなく、保護者の理解や協力、家庭における取り組みが不可欠ですが、家庭教育の取り組みが不足しています。
- 共働き家庭の増加や核家族化、少子化、地域のつながりの希薄化といった現代社会において、家庭の養育力を向上させるためには、父親と母親がともに子育てに向き合うことが必要となっています。
- 子育てが孤立しがちな現代社会においては、子育てに必要な知識や情報が得にくくなっています。

■ 課題

- 核家族化や地域のつながりの希薄化が進んだ結果、子育てを助けてくれる人や子育てについて相談できる人がそばにいないという状態が見られます。また、少子化が進む中で、若い世代の多くは実生活の中で乳幼児に接したり、幼い弟・妹の子守りをする機会が少ないまま大人になっています。このため、親の中には乳幼児とはどういうものか、親としてこどもにどのように接したらよいか分からないなど、育児不安を持つ親が増えています。家庭の養育力を高める学習機会や相談体制、育児を手助けする取り組みが必要です。
- 地域で家庭における取り組みを支援していく人材の発掘、養成、活用が求められています。
- 男女がともに子育てに向き合うためには、ワーク・ライフ・バランスの実現が課題となっています。
- 家庭の養育力向上のためには、子育て家庭のニーズに対応した十分な情報を提供していく必要があります。

■ 取組方針

- ◆ 親が子育てに対する意識を向上させ、自ら解決できる力を育むことができるよう様々な講座等の取り組みを通じて、親自身が学び育つための学習の場や情報の提供を図ります。また、講座等を通じ、親同士の地域での交流や仲間づくりを支援します。
- ◆ 講座等に参加しない（できない）親を含めた全ての親に向けて、全戸配布している区報に家庭教育のアドバイスになるようなコラムを掲載します。
- ◆ 保護者同士の交流を図り、仲間づくりの機会とするとともに、必要に応じて保健師が個別相談を行う「育児相談」を行います。
- ◆ 子ども家庭支援センターにおいて、子育てに関する相談・情報提供や一時預かりなどの支援に取り組みます。
- ◆ ファミリーサポート事業において、協力会員による育児の手助けが必要な方への援助を行います。
- ◆ 家庭教育支援者の発掘、養成を行い、地域学校協働本部の枠組みを生かした地域でのきめ細かい家庭教育支援を推進します。
- ◆ 子育て家庭におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進めます。（基本目標 4-④参照）
- ◆ 子育て支援情報の提供体制の充実を図ります。また、在宅の乳幼児保護者を対象とした保育所や幼稚園での子育て支援事業の実施により、育児のノウハウを提供することで育児不安の解消など子育て支援を行います。（基本目標 2-③参照）

【主な事業】	◇両親学級事業	◇家庭教育学級事業
	◇KOTO ハッピー子育てトレーニング講座（子ども家庭支援センター）	
	◇子育て支援情報発信事業	

2 子育て支援サービスの充実

目指す姿

各家庭のニーズに合った子育て支援サービスが提供され、保護者の子育ての負担感や孤立感、不安感が軽減されています。

■ 現状

- 平成 30 年度調査では、未就学児の保護者のうち、子育てに不安や負担を感じている人は半数を超えています。
- 「マイ保育園ひろば」では、在宅で子育てしている人を対象に、定期的に子育てに役立つ情報を提供し、園庭を開放して同年齢のこどもたちとの交流の場を設け、子育て相談などを実施しています。
- 区では、「マイ保育園ひろば」の全園実施を目指していますが、新設園を中心に実施できていない園があります。
- 区立幼稚園 20 園で月 2～3 回程度、未就園児親子を対象とした「未就園児親子登園事業（かんがるーひろば）」を実施しています。

■ 課題

- 子育てに負担を感じている理由として、4 割を超える人が「自分の自由な時間が持てない」ことを挙げています（平成 30 年度調査）。そのため、保護者がリフレッシュできる時間を持てるような支援が必要です。
- 子育ての孤立感を解消するため、地域の子育て支援拠点である子ども家庭支援センターを設置していますが、身近な場所がない地区があります。
- マイ保育園ひろばについて、全園で実施する体制を構築するとともに、子育て家庭が継続的に事業に参加できる取り組みが必要です。
- 未就園児親子登園事業は、保護者同士の交流や子育て相談の場となっていますが、利用者については減少傾向にあります。

■ 取組方針

- ◆ 子ども家庭支援センターにおいて一時預かりサービスを実施し、保護者の育児負担の軽減を図ります。また、子育てひろばを実施し、親子が集い、楽しく遊べる環境を提供します。さらに、子育て中のママサークルの支援も行います。

- ◆ 子ども家庭支援センターにおいて、定期的に内部評価・外部評価を行い、質の確保を図ります。
- ◆ 令和 2 年度に有明地区で新たに子ども家庭支援センターを開設し、既存のセンターまでは遠く、利用が難しかった地域の方の育児負担軽減や孤立感の解消を図ります。また、令和 4 年度には、亀戸地区に新たに子ども家庭支援センターを整備するとともに、住吉地区に子ども家庭支援センターとこどもとしょかんの合築である児童向け複合施設を新たに開設します。
- ◆ 地域における子育て支援拠点である子ども家庭支援センターが未整備の地区において、引き続き整備を進めます。
- ◆ マイ保育園ひろばの全園実施を目指し、保育事業者に対し、周知や働きかけを強化していきます。また、子育て支援地域活動を通して、各園が一人ひとりの「かかりつけ保育園」として在宅子育て家庭を支える体制の構築を目指します。
- ◆ 未就園児親子登園事業について、対象者へのPRを強化するとともに、参加者のニーズに応じたプログラムを実施していきます。
- ◆ 子育て支援サービスの実施にあたっては、地域団体やボランティアなどと連携・協力して取り組みます。

【主な事業】	◇子ども家庭支援センター管理運営事業(子育てひろば、リフレッシュひととき保育)
	◇児童館子育てひろば事業 ◇児童向け複合施設整備事業
	◇地域子育て支援事業 ◇幼稚園親子登園事業
	◇子ども家庭支援センターの整備

3 相談体制・情報提供の充実

目指す姿

子育てに関する相談が気軽にできるとともに、必要な子育て情報が確実に届く環境が構築され、保護者の子育ての孤立感や不安感が軽減されています。

■ 現状

- 平成 30 年度調査では、未就学児の保護者のうち、子育てに不安や負担を感じている人は半数を超えています。(再掲)
- 多胎児の親は、同時に 2 人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的な負担が大きく、一方で身近に双子や三つ子を育てている仲間がいないため孤立しがちであることが指摘されています。
- 区内の子育て情報が入手しやすいと思う保護者の割合は、平成 30 年度現在で 62.3%となっています。

■ 課題

- 子育てに不安や負担を感じている理由として、「こどものしつけや教育に自信が持てない」ことを挙げる人が最も多くなっており（平成 30 年度調査）、子育てについて、身近に相談したり学んだりできる環境の構築が必要です。
- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てについて、相談相手がいなかったり、必要な情報が得にくくなっています。子育てに必要な情報を取得できるとともに、気軽に相談できる体制の構築が求められています。
- 多胎児について、保護者の多くが同じような境遇にある保護者同士との情報交換や交流の機会を求めています。また、先輩ママ・パパの話を聞きたかったという声もあります。妊娠中や子育て中に多胎の親同士の仲間づくりの機会提供が必要です。
- こどもの施策に関して、今後希望する情報入手手段としては、「SNS」の回答が高くなる傾向が見られます（平成 30 年度調査）。保護者のニーズに合わせ、的確な手段で情報発信することが必要です。

■ 取組方針

- ◆ 子ども家庭支援センターにおいて、電話や面談による日常的な相談、定期的におこなっている専門相談など、保護者が相談しやすい環境を整えます。また、子育てに関する講座の実施や情報提供も行い、喜びを感じながら子育てできるよう支援します。

- ◆ 保健相談所において、妊娠や子育てに関する相談をはじめとして、心の相談や難病療養相談、感染症予防の相談等、保健師等の専門職によるきめ細かな相談・指導体制を構築し、安心して子育ての相談ができる環境を整えます。また、相談は、訪問、所内面接、電話相談など、相談者の状況や内容により、様々な相談体制を構築していきます。
- ◆ 子育てについて身近な場所で相談等ができるよう、令和 2 年度に有明地区で子ども家庭支援センターを開設するとともに、令和 4 年度には亀戸地区・住吉地区において子ども家庭支援センターを整備します。(再掲)
- ◆ 地域における子育て支援拠点である子ども家庭支援センターが未整備の地区において、引き続き整備を進めます。(再掲)
- ◆ 子ども家庭支援センターにおいて、多胎児の親を対象とした相談や講座、イベントを行い、多胎児の親の孤立予防や仲間づくりを支援します。
- ◆ 区報やホームページのほか、各種イベントを通じて、子育て世帯に必要な情報を積極的に発信します。また、毎年度「江東区子育てハンドブック」を発行し、転入届や妊娠届の提出時のほか、区内の子育て支援施設等で配布します。
- ◆ 地域 SNS や子育て情報ポータルサイトにおいて、子育て情報を発信していきます。また、新たな媒体を使った情報発信についても検討していきます。

【主な事業】	◇子ども家庭支援センターでの相談事業	◇保健相談所での相談事業
	◇子ども家庭支援センターの整備(再掲)	◇子育て支援情報発信事業(再掲)

4 子育て家庭への経済的支援

目指す姿

子育て家庭への経済的支援により経済的負担の軽減が図られ、安心して子育てができます。

■ 現状

- 平成30年度調査では、就学前・小学生の保護者の約5割が子育てに対して不安感や負担感を感じており、そのうち約3割がその理由として「子育てにかかる費用」と回答しています。

■ 課題

- 財源の確保や国の動向等を踏まえたうえで、必要な経済的支援を行う必要があります。

■ 取組方針

- ◆ 中学校修了前（15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に、児童手当を支給します。また、18歳に達した最初の3月31日までの対象となる児童を養育している母子・父子家庭または同様の家庭には、児童育成手当（育成手当）・児童扶養手当を支給します。
- ◆ 健康保険に加入している中学校修了前（15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に、医療機関等に支払う医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。また、18歳に達した最初の3月31日までの対象となる児童を養育している母子・父子家庭または同様の家庭には、医療機関等に支払う医療費のうち、保険診療の自己負担分の一部または全部を助成します。
- ◆ 認証保育所等の認可外保育施設に在籍している園児の保護者に、保育料の一部を補助します。
- ◆ 私立幼稚園及び幼稚園類似施設、幼児施設に在籍している園児の保護者に、入園料等を補助します。
- ◆ 国公立小・中学校、義務教育学校等に通学している児童・生徒の保護者のうち、生活保護を受けている方、生活保護を受けていないがそれに準ずる程度に経済的に困っている方等に、学用品費や学校給食費等、教育費の一部を補助します。

- ◆ 妊婦健康診査に係る費用の一部を助成します。また、里帰り等の理由で都内の医療機関で妊婦健康診査を受診できなかった方に対しても、健診費用の一部を助成します。
- ◆ 令和元年10月より実施された幼児教育・保育の無償化に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳の子ども及び住民税非課税世帯の0歳から2歳のこどもの利用料を無償とします。

【主な事業】	◇児童手当支給事業	◇児童育成手当支給事業
	◇児童扶養手当支給事業	◇子ども医療費助成事業
	◇ひとり親家庭等医療費助成事業	◇認可外保育施設保護者負担軽減事業
	◇私立幼稚園就園奨励事業	◇幼稚園類似施設就園奨励事業
	◇私立幼稚園等保護者負担軽減事業	◇幼稚園類似施設等保護者負担軽減事業
	◇小・中学校就学援助事業	◇妊婦健康診査事業(再掲)

1 障害や発達に心配のある子どもへの支援

目指す姿

障害や発達に心配のある子どもやその家族に対し、特性やライフステージに応じた適切な支援を提供できる環境が実現しています。そして、全ての子どもが明るくのびのびと生活し、保護者は安心して子育てをしています。

■ 現状

- 発達に心配のある子どもや医療技術の発達とともに在宅で生活する医療的ケアが必要な子どもが増えており、適切な支援につながらない子どもがいる可能性があります。
- 区内の認可保育所では、支援を必要とする乳幼児の保育について、専門の講師による研修を行い、障害児保育の知識及び技術の向上を図っています。
- 区立保育所では、支援を必要とする乳幼児の観察・保育指導を行うため、臨床心理士による巡回指導を実施しています。
- 乳幼児の健康診査等で経過観察が必要と判断した子どもを対象に、専門医による診察や理学療法士による運動指導を実施しています。また、子どもの心理的発達については心理相談員等が相談支援を行っています。さらに、専門医の診察や相談の結果、必要に応じて専門医療機関や療育機関へ受診勧奨を行っています。
- 区では、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターにおいて、障害や発達に心配のある子どもやその家族への支援を行っています。
- 障害のある子どもやその家族の中には、学校生活に不安を持つ方もいます。
- 障害のある児童・生徒の保護者に対し、通学費や学用品費等、教育費の一部を就学奨励費として補助しています。
- 障害のある子どもを養育している方に対し、児童育成手当（障害手当）や特別児童扶養手当を支給しています。また、心身障害者福祉手当（障害児福祉手当）や紙おむつの支給など、保護者の所得状況に応じて、経済的支援を行っています。
- 未熟児、妊娠高血圧症候群の妊婦に対して医療費を助成しているほか、身体に障害のある児童に対し身体機能障害の除去・先天性内臓奇形の手術等必要な医療の給付を行っています。
- 保健相談所で障害や発達に心配のある子どもの親の不安解消のため、心理相談員による相談・指導を行っています。

■ 課題

- 子どもが抱える課題や特性に早期に気づき、障害や発達に心配のある子どもを適切に支援する体制を整備する必要があります。

- 医療的ケアを必要とするこどもの増加に対応するため、サービス提供体制の充実や、医療的ケアが必要なこどもや重度障害があるこどもを対象とした児童発達支援事業所や放課後等デイサービスなど通所支援施設の整備、居宅介護サービスの適切な提供が求められています。
- 小・中学校・義務教育学校等において、医療的ケアの必要なこどもを受け入れる体制を整備する必要があります。
- 障害や発達に心配のあるこどもの特性や状況、必要な支援はそれぞれ異なるため、保健相談所、幼稚園、保育所など関係機関の連携強化を図り、一人ひとりに合った適切な支援を行う必要があります。

■ 取組方針

- ◆ 保健や児童福祉など、関連部署との連携を強化し、ケース検討会議や事業所連絡会を通して情報や課題の共有を行い、こどもが抱える課題や特性に早期に気づき、障害や発達に心配のあるこどもの適切な療育につなげるための地域の体制を整備します。
- ◆ 障害や発達に心配のあるこどもが早期に適切な支援を受けることができるよう、通所支援施設等の整備を進めます。
- ◆ 医療的ケアや重度障害のあるこどもが通所できる施設の充実を図るとともに、アセスメントや事業者間の連携により在宅時に適切な支援が受けられる体制を整備します。
- ◆ 自宅に看護師等が訪問し保護者に代わって医療的ケアを行う在宅レスパイト支援事業など、引き続き保護者の負担軽減に取り組みます。
- ◆ 児童発達支援センターにおいて実施する保育所等訪問支援事業などにより、保育所等に通う障害や発達に心配のあるこどもの支援を行います。
- ◆ インクルーシブ教育システムの充実や障害への理解を深める取り組みを進めることにより心のバリアフリーを育てることで、障害のある人もない人もともに支えあい、地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。
- ◆ 児童・生徒の教育のニーズを的確に把握し、一人ひとりの特性を踏まえた適切な支援を行うため、支援員を配置するなど人的支援の充実に取り組みます。また、支援対象児童・生徒数の増加に応じ、発達の特性等に合わせて必要な学級の設置等を検討し、個に応じた教育環境の充実を図ります。

【主な事業】	◇障害児（者）通所支援施設管理運営事業	◇身体・知的障害者相談事業
	◇認定調査等事業	◇介護給付等給付事業
	◇重症心身障害児（者）在宅レスパイト支援事業	◇保育施設特別支援事業
	◇心の発達相談事業	◇幼稚園・小・中学校特別支援教育事業
	◇学習支援事業	◇小・中学校特別支援学級等児童・生徒就学奨励事業
	◇児童育成手当支給事業（障害手当）	◇児童扶養手当支給事業（特別児童扶養手当）
	◇未熟児及び妊娠高血圧症候群等医療給付事業	

2 虐待の未然防止と対応力の向上

目指す姿

全ての子どもが、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどが保障されています。子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止に社会全体で取り組んでいます。

■ 現状

- 全国の児童相談所への虐待相談対応件数は、近年増加を続け、平成 30 年度には約 16 万件になりました。また、子どもが死亡するなど、大きな社会問題となった事件も発生しています。
- 本区における平成 30 年度の児童虐待受理件数は、江東区が 511 件、江東児童相談所（江東区分）が 608 件で、近年増加しています。
- 平成 30 年度調査では、未就学児保護者の 7 割弱、小学生保護者の 8 割以上が子どもをたたいた経験があると回答しています。

■ 課題

- しつけのためなら体罰を容認する保護者が 3 割以上いるとともに、体罰を容認する意向が強いほど、子どもをたたいた経験が高くなる傾向にあるため（平成 30 年度調査）、しつけと体罰の違い等についての正しい理解を広める取り組みが必要です。
- 児童虐待のリスクを有する家庭を見逃さず、適切に把握する仕組みが必要です。
- 子育てに不安や負担が強いほど、子どもをたたいた経験が高くなる傾向が出ており（平成 30 年度調査）、子育てに対する不安や負担は虐待が発生する要因の一つと考えられます。虐待の発生予防のためには、保護者の育児に対する不安や負担を軽減する取り組みが必要です。
- 深刻な状態になる前の早期発見、早期対応が重要です。そのため、発見した際の通報先の周知や子育てに不安や悩みを抱えた段階で、身近に相談できる環境の整備が必要です。
- 虐待発生時には、的確に対応できる体制が求められています。
- 関係機関同士の連携や情報共有が重要です。
- 学校等における児童虐待防止の取り組みの一層の充実が求められています。
- 若年の予定外・望まない妊娠は養育困難につながりやすい傾向があり対策が必要です。
- 虐待に関わる職員の能力向上が必要です。

■ 取組方針

- ◆ 暴言等を含めた体罰禁止及び体罰によらない子育てを推進するための普及啓発活動を行います。また、DVの子どもへの影響についても啓発活動を行います。

- ◆ 診査や保健指導、乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健活動を通じて、妊娠及び出産、育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握します。また、乳幼児健診未受診者等に対しては、保健師の訪問など、養育状態の把握に努めます。
- ◆ 区内 4 か所にある子育て世代包括支援センター（各保健相談所）で妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。
- ◆ 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できるなど地域における子育て支援拠点として、子ども家庭支援センターの整備を引き続き進めるとともに、その利用促進を図ります。（再掲）
- ◆ 児童相談所全国共通ダイヤル（189）や子ども家庭支援センター、区役所の相談窓口について周知徹底を図ります。
- ◆ 子ども家庭総合支援拠点の設置等により、「こどもの最善の利益」を最優先とした児童相談支援体制の構築を目指します。
- ◆ 要保護児童対策地域協議会の調整機関によるコーディネートのもと、これまで以上に関係機関との情報共有や連携を強化するなど、要保護児童対策地域協議会の充実強化に努めます。（基本目標 4-③参照）
- ◆ 転居等に伴い他自治体との間で要支援児童等に移管する際には、書面による詳細な引継ぎや移管先と移管元が共同で訪問を行うなど、十分な引継ぎを行います。
- ◆ DV対応機関（こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう面前DVを含む）と児童虐待対応機関との連携を強化します。
- ◆ こどもの視点に立ってスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、児童虐待への学校の対応力を高めます。
- ◆ 虐待を受けたこどもに対し、心理職による心理的ケアを行います。
- ◆ 若年の予定外・望まない妊娠を防ぐため、家庭における性教育の充実を図るとともに、区立学校においては、児童・生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、引き続き性教育を行います。
- ◆ 妊婦対象の健診や講座への積極的な勧奨を図ります。また、養育が困難な場合には、里親をはじめ様々な支援制度や相談窓口があることについて周知を図ります。
- ◆ 虐待対応担当職員のほか、学校や教育委員会、保育所においても児童虐待に関する研修の充実に努め、職員の能力向上を図ります。
- ◆ 児童相談所の整備に向け、施設整備や人材の確保、育成などの検討、準備を進めます。

【主な事業】	◇児童虐待対応事業（要保護児童対策地域協議会の運営、虐待防止の普及啓発等） ◇児童家庭支援士訪問事業 ◇養育支援訪問事業 ◇こどもショートステイ事業 ◇子育てスタート支援事業 ◇新生児・産婦訪問指導事業(再掲) ◇スクールカウンセラー派遣事業 ◇スクールソーシャルワーカー活用事業 ◇子ども家庭支援センターの整備(再掲)
---------------	--

3 生活困難層への支援

目指す姿

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等が図られています。そして、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会が実現されています。

■ 現状

- 平成 30 年度調査では、小学 5 年生で 17.8%、中学 3 年生で 23.5%が生活困難層となっています。
- 国の調査によれば、こどもの大学・短期大学進学率は、生活保護世帯では 19.9%、ひとり親家庭では 41.9%となっており、全世帯の 52.0%と比較して低くなっています。（内閣府「平成 30 年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」より）
- 平成 30 年度調査では、生活困難層については、保護者がこどもの頃にも現在と同様に生活が苦しかったことがうかがえ、貧困の連鎖が推測されるとしています。

■ 課題

- 生活困難層の保護者は、非正規雇用の割合が高いことや仕事が長続きしないこと、副業を持っている割合が高いことなどの傾向が報告されており（平成 30 年度調査）、安定した仕事に就けるよう就職支援を充実させる取り組みが必要です。
- 保護者の就労だけでは生活の維持が困難な場合は、公的な支援等も活用して、最低限の経済基盤が保たれるようにする必要があります。
- 生活困難層のこどもは、一般層のこどもに比べて、学校の授業に対する理解度が低い傾向にあることが平成 30 年度調査で報告されており、貧困の連鎖を断ち切るためにも生活困難層のこどもに対する教育の支援が必要です。
- 貧困の状況にあるこどもは社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうとされています。貧困の状況が社会的孤立を深化させることのないよう対策が必要です。

■ 取組方針

- ◆ 生活困難層の保護者の雇用形態改善のため、キャリアアップや転職が図れるよう支援を行います。
- ◆ 特にひとり親の保護者に対しては、教育訓練講座を受ける場合の受講費用の一部や就職に有利な資格を取得する場合の就業期間中の生活費の一部を支給するなど、より取

入の高い就業を可能にするための支援を行います。

- ◆ 安定した職業に就くことで生活保護を必要としなくなった世帯に対し就労自立給付金を支給するなど、就労による生活保護受給者の自立を促進します。
- ◆ 生活に困窮している世帯の子どもを経済的に下支えしていくため、適切な手当の支給や医療費の助成を行うほか、子育てに係る各種負担の軽減を図ります。
- ◆ 入学準備金など生活保護世帯の子どもが入学や進学をする際の経済的負担の軽減を図ります。
- ◆ 就学援助について周知徹底を図り、受給資格がありながら受給していない世帯を可能な限り減らしていきます。
- ◆ 区立学校では、指導の充実を図るため、少人数指導の実施や習熟度別指導などの取り組みを行います。
- ◆ 江東きつずクラブや地域学校協働本部の取り組みの中で、放課後等の学習支援を充実します。また、その際は学習等に課題を抱える子どもに学習支援や生活支援を実施しているNPO等との連携も視野に入れていきます。
- ◆ 無料の学習支援教室「まなび塾」について、今後も継続するとともに、定員や対象学年の拡大等による利用機会の拡充に取り組みます。
- ◆ 複合的な課題を抱える家庭に対しては、自立支援相談や家計改善支援のほか、就労支援センター等の関係機関と連携するなど、包括的な支援を行います。また、早期の対応を図るため、窓口の一本化や相談できる場所の明確化など体制づくりを行います。
- ◆ アウトリーチ機能の充実や民生・児童委員等ボランティアの活用を通じて家庭状況などの把握を図り支援につなげていきます。また、関係機関と連携し、NPO、地域団体とも協力しながら支援に努めます。
- ◆ 母子家庭の保護者で生活上の支援を要する場合などには、必要に応じて母子生活支援施設にて自立促進のための生活支援を行います。

【主な事業】	◇母子家庭等自立支援事業	◇児童育成手当支給事業(再掲)
	◇児童扶養手当支給事業(再掲)	◇ひとり親家庭等医療費助成事業(再掲)
	◇小・中学校就学援助事業(再掲)	◇まなびサポート事業
	◇家庭・ひとり親相談事業	◇生活困窮者自立相談等支援事業
	◇母子生活支援施設運営費補助事業	

4 外国にルーツを持つ子どもへの支援

目指す姿

外国にルーツを持つ子ども※が、支障なく学校・保育所や地域での生活を送っています。

※海外から帰国した子どもや外国籍の子ども、両親が国際結婚の子どもなど

■ 現状

- 外国籍の18歳未満の人口は近年増加しており、平成31年1月1日現在、4,503人で、18歳未満人口に占める割合は5.8%となっています。
- 区立学校に在籍する外国人児童・生徒数は近年増加しています。平成28年度は157人でしたが、平成29年度は195人、平成30年度は200人となっています。特に母国語が中国語である子どもが急増しています。
- 外国にルーツを持つ子どもは、友人とのコミュニケーションが上手く取れない場合があります。
- 外国にルーツを持つ子どもやその保護者の中には、学校等や地域での生活に不安を抱えている人がいます。
- 両親もしくは父または母が外国人である児童を受け入れ、当該家庭の言語・習慣・食事等に特別な対応を行う認可保育所等に補助を行っています。
- 国際化の進展に伴い、外国にルーツを持つ子どもの増加が見込まれる中、当該幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう国は指針を改定しました。それにより、区は保護者及び教育・保育施設に対し必要な支援を行うこととされました。

■ 課題

- 外国にルーツを持つ子どもやその保護者の中には、日本語が理解できない人が多数おり、言葉に関する支援が必要です。
- 日本語ができない保護者は行政サービスや地域情報を得ることが困難なため、多言語での情報提供が求められています。

■ 取組方針

- ◆ 外国にルーツを持つ子どもの授業や学校生活を支援するため、日本語指導員を学校に派遣します。また、有明西学園に日本語学級を設置します。さらに、毎週土曜日にNPO法人と協働して日本語勉強会を開催します。
- ◆ 区の保育所入園手続きや児童手当等の窓口、保健相談所において、日本語が不自由な

保護者に対し、多言語（5か国語）対応の通訳クラウドサービスを活用します。

- ◆ 母子保健においては、外国人への訪問や相談対応・問診票等における多言語対応を図るなど、外国人も安心してこどもを産み、育てることができる環境づくりに取り組みます。
- ◆ 区ホームページを多言語化し、就学や就園、子育て事業の利用に関する情報へのアクセス向上を図ります。
- ◆ 妊婦や未就学児保護者向けの子育て情報を掲載した「子育てハンドブック」について、英語と中国語の電子版を発行します。

【主な事業】	◇日本語指導員派遣事業	◇通訳クラウド（ビデオ通訳）サービス
	◇ホームページ運用事業	◇子育てハンドブックの多言語化
	◇私立保育所補助事業（外国人児童対応）	

5 こどもの社会的自立への支援

目指す姿

ひきこもりや不登校を未然に防止する環境が整っていると同時に、悩んでいる子どもに対し、早期に適切な支援が提供され、子どもたちが地域とのつながりの中で育まれています。

■ 現状

- 不登校児童・生徒数は、平成 29 年度で小学校 145 人、中学校 280 人となっており、5 年前と比較すると小学校、中学校ともに増加しています。
- 不登校になった児童・生徒が学校に復帰しない・できないケースが増えています。
- 教育センター内にワンストップ型の教育相談窓口を開設し、学校教育に関連する相談内容の多様化に対応しています。
- 近年、幅広い世代のひきこもりが社会問題となっています。

■ 課題

- 児童・生徒の悩みや問題について毎年相談件数が増えており、内容も複雑になっています。
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの対応件数が毎年増加しており、問題を抱える児童・生徒に迅速に対応することが難しくなっています。
- こどもが不登校になる原因の一つに学校内におけるいじめがあり、近年いじめの認知件数は増加しています。
- 近年、不登校となる原因が複雑化、困難化しています。そのため、ブリッジスクール等だけでは十分な対応ができない児童・生徒が増加しています。
- 中高生世代がひきこもりの状況になった年齢は、12・13 歳と概ね中学校進学時となっています（平成 30 年度調査）。そのため、思春期におけるメンタルサポート体制の充実が課題です。
- 困難を抱えた子ども・若者には、個々の状況に応じたきめ細かな支援が必要であることから、相談内容に応じて関係機関との連携が必要になります。

■ 取組方針

- ◆ 不登校総合対策（第 2 次）に基づき、不登校対策担当者会・不登校未然防止連絡会の充実を図り、不登校の未然防止に取り組みます。
- ◆ スクールカウンセラーを幼稚園や小・中学校・義務教育学校に派遣して子どもと保護者の相談対応を行います。また、不登校など福祉的な支援を必要とする児童・生徒に

対して、スクールソーシャルワーカーが関係機関との連携を図ります。さらに、SNSを活用した相談事業に取り組み、問題が深刻化する前に不安や悩みの解決を目指します。

- ◆ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーをはじめとした不安や悩みを抱える子どもに対する支援体制の更なる充実について検討します。
- ◆ いじめに対しては、「江東区いじめ防止基本方針」に基づき、どの学校でも、どの子どもにも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応します。また、学校・保護者・教育委員会等が連携し、いじめの未然防止や早期の発見・対応にあたります。
- ◆ 子どもがインターネットを利活用する機会が増えていることから、安全・安心してインターネットを利活用するための能力を育成していきます。また、教員を対象に情報教育専門委員会や講習会等の機会を活用し、指導力向上に向けた取り組みを充実するとともに、情報モラル教育についても推進していきます。
- ◆ ブリッジスクールや在籍校、保護者などの関係者が連携し、不登校になった児童生徒一人ひとりの居場所づくりや学校復帰に向けた支援を充実していきます。また、エンカレッジ事業を展開し、不登校になった児童・生徒の体験活動を充実させることにより、一人ひとりの自己有能感を高め、学校復帰や進学に向けて自信をつけさせていく指導を充実していきます。
- ◆ 教員研修の充実により、教育相談に関わる教員一人ひとりの能力・意識を高めていきます。
- ◆ 教育に関する相談について、子どもや保護者など相談者の立場に立った分かりやすい相談窓口づくりとともに、教育を専門とする相談員による電話相談や臨床心理士等による来所相談の充実等、適切な相談体制の構築に努めます。
- ◆ ひきこもりや人間関係などの青少年の相談について、臨床心理士等による電話相談や訪問相談体制を拡充し、早期に幅広いメンタルサポートが図れるよう推進していきます。
- ◆ 個々の相談内容について、専門家による個別具体的な支援方針を策定し、庁内をはじめ、医療機関、教育施設、民間支援事業者など、関係機関との緊密な連携のもと、方針に沿った関係機関への紹介を行っていきます。また、家庭・学校に次ぐ「第三の居場所」運営を充実させ、社会参加に対する心理的負担の軽減に取り組んでいきます。

【主な事業】	◇スクールカウンセラー派遣事業(再掲)
	◇スクールソーシャルワーカー活用事業(再掲)
	◇適応指導教室事業 ◇エンカレッジ体験活動事業
	◇教育相談事業 ◇青少年相談事業

1 地域ぐるみの子育て支援

目指す姿

地域の人材や資源を有効に活用し、地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれ、子どもと親が地域の中で安心して過ごせる環境が整っています。

■ 現状

- ファミリーサポート事業の利用会員数は増加していますが、協力会員数は横ばいの状況です。協力会員等、地域の子育てボランティアが不足している状況です。
- 全国的にこども食堂の取り組みが広がっており、本区でも区内複数の民間団体及び個人によってこども食堂が運営されています。一方で、活動を休止するこども食堂も中には出ています。
- ウィークエンドスクール事業は、現在区内 11 の小学校で実施していますが、実施校の拡大が進まず地域差が生まれています。
- 青少年健全育成に関する取り組みについて、地域活動の減退が懸念されています。
- 子ども会やジュニアリーダーなど、地域の取り組みに参加するこどもは、長期的には減少傾向にあります。
- 民生・児童委員は地域のボランティアとして活動していますが、家庭を訪問しても拒否されるなど、地域における活動が思うように進まない状況があります。

■ 課題

- ファミリーサポート事業の協力会員等、地域の子育てボランティアの確保が課題となっています。
- こども食堂にとって、継続的な運営を図るためには、資金確保が課題の一つとなっており、こどもを見守る環境を整備する団体や個人に対する支援が求められています。
- ウィークエンドスクール事業の実施にあたっては、講師等の人材確保が課題となっています。
- 高齢化の進展や地域活動に消極的な住民が増加していることなどにより、地域の団体や個人の担い手が減少しています。
- スマートフォン等のICT技術の進展や塾・スポーツクラブなどの習い事、少子化などの複合的な要因により、こどもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、価値観が多様化する中、地域活動に参加するこどもを増やす取り組みが必要です。
- 民生・児童委員の円滑な活動を支援するとともに、民生・児童委員がこどもや子育ての様々な問題に対応できるようにするための取り組みが必要です。また、こどもや子育てに関わる問題は様々であり、専門的な対応が必要になる場合があります。

■ 取組方針

- ◆ 地域の子育てボランティアや区民団体の活動について、広報活動の強化や参加しやすい仕組みづくりなど、ボランティア活動への参加促進の取り組みを検討します。
- ◆ こどもの居場所づくりやこどもを見守る環境の整備を目的として、地域団体等が主体となっていくこども食堂について、新規立ち上げや継続的な運営を支援するため、運営費の一部補助を行います。また、区が事務局となり運営事業者連絡会を開催します。
- ◆ 学校を拠点として、地域の人的資源等を活用して行うウィークエンドスクール事業について、地域学校協働本部の取り組みの一つと位置づけ、より多くの小学校で実施できる環境づくりに向け、検討を進めます。
- ◆ 青少年指導者の養成にあたっては、地域活動に貢献する指導者として活発に活動していく人材の育成を念頭に、ジュニアリーダー講習会*事業の内容やPR手法を検討するなど、更なる啓発を行い、人材の掘り起しを行います。また、青少年健全育成にかかると団体の活性化に向けて、引き続き人的支援・財政支援を行います。
- ◆ 青少年健全育成事業について、青少年対策地区委員会や青少年委員会、江東区少年団体連絡協議会などの関係団体との連携を強化し、多様化するこどもたちのニーズや地域特性に沿った魅力的な内容となるよう情報収集と検証を行い、地域一体となって事業の活性化を進めていきます。
- ◆ 区報やイベントなど様々な機会を捉えて、民生・児童委員の活動について周知を図ります。また、民生・児童委員の知識及び技術の習得を目的として、民生・児童委員協議会による研修を行います。さらに、必要に応じて、区の関係部署が民生・児童委員と連携して対応します。
- ◆ 共催、事業委託、事業協力、補助・助成制度など様々な形態により、区民団体、NPO、企業などと連携して、地域の子育て支援に取り組みます。
- ◆ 子育て支援情報の発信にあたり、区の事業だけでなく、区民団体やNPOなどの取り組みも合わせて発信するなど、団体の活動支援を行います。

【主な事業】	◇ファミリーサポート事業	◇こども食堂支援事業
	◇ウィークエンドスクール事業	◇青少年指導者講習会事業
	◇青少年委員活動事業	◇青少年団体育成事業
	◇青少年対策地区委員会活動事業	◇民生・児童委員活動事業

* ジュニアリーダー講習会…レクリエーション指導やキャンプ実習、宿泊研修会等を通じ、子ども会や地域活動において、こどもたちの良きお兄さん・お姉さんとして活躍する年少指導者（ジュニアリーダー）を養成しており、小学5年生から受講可能である。

2 こどもの安全・安心の確保

目指す姿

地域住民と区が一体となって子どもたちの安全・安心を確保することにより、子育て家庭にやさしく住みよいまちが実現しています。

■ 現状

- 民家・商店・事務所などの協力を得て、子どもたちが緊急に助けを求められる避難場所「こども 110 番の家」を設置し、地域の防犯意識を高めることで、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを進めていますが、近年協力者が得にくい状況となっています。
- 全国で登下校中の児童が死傷する事故は後を絶ちません。また、過去には本区においても登下校中の児童・生徒が巻き込まれる交通事故が発生しています。
- 近年、全国で下校中のこどもの連れ去り事件等が相次いでいます。本区においても登下校中のこどもを狙った犯罪が懸念されます。
- 本区では災害発生時の乳幼児向け支援物資として、粉ミルクや哺乳瓶、紙おむつ等を備蓄していますが、過去に全国で発生した災害では、母子に配慮した支援の不足が指摘されています。
- 平成 28 年度の東京都の調査によると、日常よく出かけるところに着くまでにバリアフリー化が進んでいないために不便や不安を感じると回答した人は、乳幼児連れグループで 6 割を超えています。
- 本区の令和元年 6 月の区民アンケート調査によると、道路や歩道の段差解消など、バリアフリー環境の整備状況について、不満と回答した人は 5 割を超えています。

■ 課題

- こども 110 番の家について、近年協力者が減少している原因は、協力者が高齢化により辞退していることやオートロックマンションが増加していることなどが原因と考えられます。
- 通学路上には危険な箇所が存在しています。また、飛び出しや不十分な安全確認などこどもに原因があると思われる事故も想定されます。
- 下校時間が学年によって違うことや、日中は地域の住民も仕事に出ている人が多いことなどにより、下校時に場所によってはこどもが一人になることが想定されます。
- 避難所などの集団生活において、母子に対する周囲の人の理解が十分とは言えず、避難所等の設備や運営も母子の特性に十分配慮したものになっているとは言い難い状況です。また、各子育て家庭においても、備蓄等への取り組みは十分とは言えません。さらに、災害時には母子の心身に様々な影響が出るため、こうした問題への取り組みも必要です。

○ 道路や駅、建物などにおける段差の解消、エレベーターの設置など、まちのバリアフリーを進めていますが、未だにバリアが存在している箇所があります。

■ **取組方針**

- ◆ こども 110 番の家事業について、協力者確保のため、これまで以上の周知に努めます。また、こどもたちが緊急に助けを求められる新たな施策についても検討し、地域住民や事業者など地域ぐるみでこどもたちを犯罪から守る事業を推進します。
- ◆ 通学路上の危険箇所について、「江東区通学路交通安全プログラム」に基づき点検を実施し、点検結果に基づきソフト、ハード両面から対策に取り組みます。また、小・中学生に対し交通安全教育を実施し、道路を安全に通行する意識や能力の向上を図ります。
- ◆ 登下校時の町会・自治会・PTAなど地域住民による見守りや通学路防犯カメラの活用により、通学路におけるこどもの安全確保に努めます。
- ◆ 母子の特性を踏まえた被災時支援や各家庭での備えについて、自助・共助の主体である区民に対する普及啓発を図ります。また、避難所等において母子のニーズを踏まえた衛生環境、生活環境の整備に努めます。さらに、被災時には母子に対して保健師が面接を行うなど、メンタルケアも含めた保健体制を整備します。
- ◆ こどもや子育て中の方の移動や施設利用における利便性、安全性の向上を図るため、道路、公園、公共施設などにおいて、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。

【主な事業】	◇こども 110 番の家事業	◇児童交通安全事業
	◇学校安全対策事業	◇交通安全普及啓発事業
	◇備蓄物資整備事業	◇道路改修事業

3 関係機関のネットワーク化の拡充

目指す姿

こどもの最善の利益のため、こどもや家庭に関する様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした支援が行われていることで、地域全体で子育て家庭を支える環境が構築されています。

■ 現状

- 母子保健や児童福祉、子育て支援等を担当する行政機関と医師会・歯科医師会・助産師会等医療関係者、地域活動栄養士会等の保健関係者、民生・児童委員等福祉関係者、私立幼稚園等教育関係者による協議会を開催しています。
- 地域が学校を支える仕組みを体系化・組織化した「学校支援地域本部」について、全小・中・義務教育学校に導入し、活動を通じて保護者等による協力体制の構築が進んでいますが、学校間で学校支援の活動内容や関係機関のネットワーク構築について温度差があります。
- 虐待を受けているこどもなど要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置しています。一方で、要保護児童対策地域協議会に登録されていたにも関わらず、こどもが虐待で死亡する事例が報告されています。
- 青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、青少年問題が複雑化・多様化するとともに、地域のつながりの希薄化が懸念されます。
- 児童館の運営にあたり、民生・児童委員、地域団体、学校関係者、行政等による地域連絡会を開催しています。また、児童館の適正かつ円滑な運営を図るため、地域団体、民生・児童委員、学校関係者等で組織する運営委員会を開催しています。
- 江東きッズクラブの運営にあたり、小学校長、PTA関係者、地域住民、行政等による運営協議会を開催しています。また、放課後こどもプランの実施にあたっては、小学校関係者、PTA関係者、関係団体等で組織する推進委員会で幅広く意見を聴取し、施策に反映しています。
- こどもたちが安全・安心な社会環境の中で、地域で活躍できるよう、学校、地域、関係団体、行政が相互に連携・協力して取り組みを進めています。
- コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」を通じて、町会・自治会・NPO・ボランティア団体等による地域イベントや活動情報の発信を支援するなど、地域住民の参加及び各団体間の連携に向けた環境整備を進めています。

■ 課題

- 地域住民・団体と学校との連携・協力体制の構築について、取り組みに対する関係者の理解度

を高めるとともに、地域コーディネーターなどの人材確保が必要です。

- 要保護児童や養育困難家庭への支援にあたっては、関係機関が互いの立場や役割を理解した上で、そのこども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で支援の隙間をつくらない意識や体制が必要です。

■ 取組方針

- ◆ 学校支援地域本部をはじめとした学校と地域が連携する既存の様々な取り組みを地域学校協働本部へと再編・組織化し、学校を核とした地域づくりを推進します。
- ◆ こどもの最善の利益を実現するという関係機関での共通認識のもと、要保護児童対策地域協議会において事例検討や専門家による研修などを行い、虐待に対する考え方の共有を図ります。
- ◆ 児童館及び江東きっずクラブの運営にあたっては、地域の方をイベントの講師に招くなど地域との関係づくりに取り組みます。また、学校や地域団体等と連携して地域の子育て支援やこどもの安全・安心な居場所の確保に取り組みます。
- ◆ 複数分野の支援が必要なこどもや複数の機関が関わる支援に対しては、関係機関がそのこどもに関する情報や関わり方を共有し、こどもや保護者のニーズも踏まえ適切に連携・協力して対応します。

【主な事業】	◇地区母子連絡会運営事業	◇学校支援地域本部事業
	◇児童虐待対応事業（要保護児童対策地域協議会の運営）	
	◇青少年問題協議会運営事業	
	◇児童館管理運営事業(再掲)	◇放課後こどもプラン事業(再掲)

4 ワーク・ライフ・バランスの推進

目指す姿

区民・事業者・行政が連携して、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みを進めることで、男女がともに、子育てに参加し、地域でいきいきと働きながら子育てを担い合う環境が実現しています。

■ 現状

- 平成 30 年度調査では、仕事と家庭生活について、父母ともに「全てをバランスよく両立させたい」と希望している人が最も多くなっていますが、現実には、母親は「家事（育児）」、父親は「仕事」を優先している人が最も多くなっています。
- 平成 30 年度調査では、父母ともに、現実には仕事を優先している人でも、希望は「全てをバランスよく両立させたい」と思っている人が最も多くなっています。
- 平成 30 年度調査では、配偶者（パートナー）の子育て分担に対する満足度について、父親と母親で回答が分かれる結果となっています。父親は約 9 割が満足しているのに対して、母親では父親の子育て分担に満足している人は半数程度で、3 割以上が不満を感じています。
- 平成 30 年度調査では、こどもが生まれたときの育児休業の取得状況をみると、母親で取得した人は半数を超えているのに対して、父親は約 5%となっています。

■ 課題

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、これまで以上に区民の意識向上や区民に対する啓発が必要です。
- ワーク・ライフ・バランスを実現させるため、区内の企業や事業主に対して積極的な働きかけを進めていく必要があります。

■ 取組方針

- ◆ 男性が父親としての自覚を持ち、積極的に子育てに関われるようにするために、両親学級や家庭教育講演会、父親講座などを開催し、男性が育児の知識や技術を習得することを支援します。また、男性向けの相談事業の実施を検討します。
- ◆ 女性の活躍推進に向けて、出産・育児で仕事を中断していた女性向けの再就職準備セミナーやキャリアを活かして起業を目指す女性に対するガイダンスなど、各々のニーズに対応した取り組みを実施します。

- ◆ 広報紙やホームページで、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業やその取り組みの紹介、男性の育児休業の取得促進など、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発を行います。
- ◆ 企業に対し、セミナーの開催やコンサルティングを通してワーク・ライフ・バランスを推進するメリットや先進的な取り組み事例等の情報提供を行うなど、実効性のある支援策を検討・実施します。

【主な事業】	◇ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業
---------------	---------------------

2 年少人口の予測

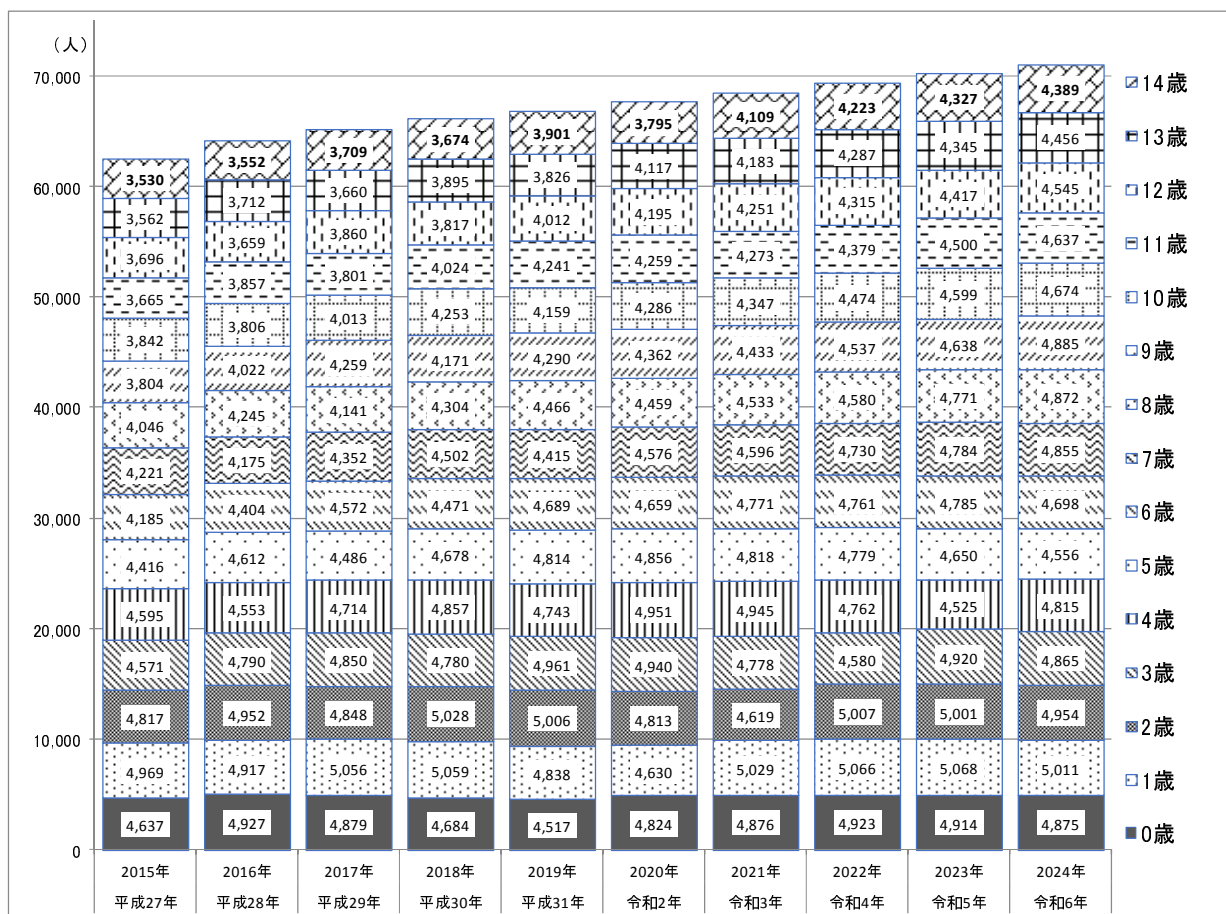
江東区の年少人口（0～14歳）については、江東区長期計画（令和2年度～令和11年度）における推計人口に基づき、過去の住民基本台帳人口を踏まえて令和2年から令和6年までの年齢別の年少人口を推計しました。

計画期間の最終年である令和6年の年少人口は71,087人と、令和元年に比べ6.3%の増と推計します。そのうち、0～5歳の就学前人口は29,076人、6～11歳の小学生世代は28,621人といずれも増加の見込みです。

(単位：人)

	実績					推計				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0歳	4,637	4,927	4,879	4,684	4,517	4,824	4,876	4,923	4,914	4,875
1歳	4,969	4,917	5,056	5,059	4,838	4,630	5,029	5,066	5,068	5,011
2歳	4,817	4,952	4,848	5,028	5,006	4,813	4,619	5,007	5,001	4,954
3歳	4,571	4,790	4,850	4,780	4,961	4,940	4,778	4,580	4,920	4,865
4歳	4,595	4,553	4,714	4,857	4,743	4,951	4,945	4,762	4,525	4,815
5歳	4,416	4,612	4,486	4,678	4,814	4,856	4,818	4,779	4,650	4,556
6歳	4,185	4,404	4,572	4,471	4,689	4,659	4,771	4,761	4,785	4,698
7歳	4,221	4,175	4,352	4,502	4,415	4,576	4,596	4,730	4,784	4,855
8歳	4,046	4,245	4,141	4,304	4,466	4,459	4,533	4,580	4,771	4,872
9歳	3,804	4,022	4,259	4,171	4,290	4,362	4,433	4,537	4,638	4,885
10歳	3,842	3,806	4,013	4,253	4,159	4,286	4,347	4,474	4,599	4,674
11歳	3,665	3,857	3,801	4,024	4,241	4,259	4,273	4,379	4,500	4,637
12歳	3,696	3,659	3,860	3,817	4,012	4,195	4,251	4,315	4,417	4,545
13歳	3,562	3,712	3,660	3,895	3,826	4,117	4,183	4,287	4,345	4,456
14歳	3,530	3,552	3,709	3,674	3,901	3,795	4,109	4,223	4,327	4,389
計	62,556	64,183	65,200	66,197	66,878	67,722	68,561	69,403	70,244	71,087

※1月1日現在



3 教育・保育事業の利用見込み量と確保方策

【方針】

- ◇ 地域やこどもの年齢によって異なる保育需要に応じて、公有地の活用や大規模開発との連携など、多様な整備手法を用いて認可保育所等の整備を進めます。また、保育園ナビゲーターの活用やA Iを活用した入園事務の効率化により、保護者のニーズに応じた情報提供を行い、待機児童の解消を目指します。
- ◇ 保護者が安心してこどもを預けることができるよう、検査の対象となる全ての保育施設に対して毎年、指導検査を実施し、適切な運営の確保及び保育サービスの質の向上を図ります。
- ◇ 多様なニーズに対応したプログラムや指導方法の研究を行うとともに、取り組みの成果を区内保育施設で共有し、区内全体の保育の質の向上につなげていきます。
- ◇ 「区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」（平成 30 年 9 月策定）に基づき、区立幼稚園の適正配置を推進するとともに、3 歳児保育及び預かり保育を実施することで区民ニーズに応えていきます。

<教育・保育区分>

種 別	対 象		該当する施設
教育標準時間認定	1号（3～5歳）	専業主婦（夫）家庭、 就労時間短家庭	認定こども園・幼稚園
保育認定	2号（3～5歳）	共働き家庭等	認定こども園・保育所
	3号（0～2歳）	共働き家庭等	認定こども園・保育所 ・地域型保育

※教育・保育事業の「量の見込み」と「確保方策」については、今後掲載します。

4 地域子ども・子育て支援事業の利用見込み量と確保方策

※地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」については、今後掲載します。

4-1 利用者支援事業

【事業概要】

- ◇ こども及びその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。
- ◇ 利用者支援や関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」（子ども家庭支援センター）、利用者支援のみを行う「特定型」（保育園ナビゲーター：本庁・豊洲特別出張所）、妊娠期から子育て期にわたる総合的な切れ目のない支援を行う「母子保健型」（保健相談所）の3類型があります。

【方針】

- ◇ タイムリーに、その状況に最適なサービスが利用できるよう、利用者の立場に立ったきめ細かな情報提供に取り組みます。
- ◇ 多様な相談に迅速に応えられるよう、相談・助言を行う人材の育成、スキルアップを推進するとともに、関係機関との緊密な連携を推進します。
- ◇ 保育園ナビゲーターの活用により、保護者のニーズに応じた情報提供を行い、待機児童の解消を目指します。
- ◇ 令和2年度に有明地区、令和4年度に亀戸地区及び住吉地区（児童向け複合施設）に子ども家庭支援センターを新たに開設します。
- ◇ 地域における子育て支援拠点である子ども家庭支援センターが未整備の地区において、引き続き整備を進めます。

4-2 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

- ◇ 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【方針】

- ◇ 新設する全ての認可保育所において、延長保育(月極)を実施します。
- ◇ 不定期利用者については、スポット延長で柔軟に対応していきます。
- ◇ 時間外保育の充実を図るとともに日中の保育の定員確保にも配慮していきます。

4-3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

- ◇ 保護者が就労等により放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後等に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、健やかな育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【方針】

- ◇ 放課後のこどもの居場所は、教育・保育事業と並んで潜在的ニーズが高い点を踏まえ、全小学校における江東きつずクラブの充実を図ります。
- ◇ 低学年は、江東きつずクラブ B 登録で受け入れていきます。
- ◇ 高学年は、居場所の提供を目的とした放課後子ども教室機能の江東きつずクラブ A 登録が利用できます。
- ◇ 高学年で特別支援学校等に通う特別な配慮が必要な児童は、江東きつずクラブ B 登録で受け入れていきます。

4-4 子育て短期支援事業

【事業概要】

- ◇ 保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業です。
- ◇ 施設（パークサイド亀島）で預かる「施設型」と協力家庭員の自宅で預かる「在宅型」があります。

【方針】

- ◇ 事業の利用条件について、潜在的な需要を把握し適切な実施に努めます。
- ◇ 事業の適切な利用をすすめる、育児負担感の解消により児童虐待の予防に努めます。

4-5 乳児家庭全戸訪問事業（新生児・産婦訪問指導事業）

【事業概要】

- ◇ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

【方針】

- ◇ 家庭訪問を通じて家庭環境・生活環境に応じた適切な指導やアドバイスを行い、新生児の健全な発育と産婦の子育てを支援します。

4-6 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

【事業概要】

- ◇ 養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する専門的な指導・助言に基づく家事支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
- ◇ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他の者による要保護児童等の支援に資する事業）は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

【方針】

- ◇ 東京都をはじめ、関係機関との連携を図るとともに、相談体制の強化を図ります。
- ◇ 虐待の発生を予防するとともに、早期発見、早期対応等の体制づくりを進めます。
- ◇ 要保護児童対策地域協議会の調整機関によるコーディネートのもと、これまで以上に関係機関との情報共有や連携を強化するなど、要保護児童対策地域協議会の充実強化に努めます。

4-7 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

- ◇ 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- ◇ 江東区では、地域子育て支援拠点事業として「子育てひろば」を行うほか、「マイ保育園ひろば」、「かんがるーひろば」を実施しています。

子育てひろば	子育て中の保護者・就学前児童を対象に、子ども家庭支援センター、児童館、私立保育所で、親と子が一緒にのびのび過ごせる場を提供しています。
マイ保育園ひろば	在宅で子育てをしている保護者・就学前児童を対象に、認可保育所及び認定こども園で遊び場の提供や季節のイベントへのお誘い、子育て相談などを行っています。
かんがるーひろば	地域の未就園児とその保護者を対象に、区立幼稚園で親子の交流や子育て相談などを行う親子登園を実施しています。

【方針】

- ◇ 子ども家庭支援センターで行っている子育てひろばについては、引き続き事業の充実に努めます。
- ◇ 令和2年度に有明地区で新たに子ども家庭支援センターを開設し、既存のセンターまでは遠く、利用が難しかった地域の方の育児負担軽減や孤立感の解消を図ります。また、令和4年度には、亀戸地区に新たに子ども家庭支援センターを整備するとともに、住吉地区に子ども家庭支援センターとこどもとしょかんの合築である児童向け複合施設を新たに開設します。

- ◇ 地域における子育て支援拠点である子ども家庭支援センターが未整備の地区において、引き続き整備を進めます。
- ◇ 児童館及び私立保育所で行っている子育てひろばについては、引き続き事業内容の充実に努めます。
- ◇ マイ保育園ひろばの全園実施を目指し、保育事業者に対し、周知や働きかけを強化していきます。また、子育て支援地域活動を通して、各園が一人ひとりの「かかりつけ保育園」として在宅子育て家庭を支える体制の構築を目指します。
- ◇ かんがるーひろば（未就園児親子登園事業）について、対象者へのPRを強化するとともに、参加者のニーズに応じたプログラムを実施していきます。

4-8-① 一時預かり事業（在園児対象型/預かり保育）

【事業概要】

- ◇ 文部科学省が定める幼稚園教育要領に基づき、幼稚園は午後2時までを標準的な教育時間として運営していますが、子育て支援の一環として、通院・介護などの保護者のニーズに応えるため、教育時間後に預かり保育を実施します。

【方針】

- ◇ 区立幼稚園の預かり事業については、利用実績を踏まえ、定員数の増等を検討していきます。
- ◇ 「区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」（平成30年9月策定）に基づき、区立幼稚園の適正配置を推進するとともに、3歳児保育及び預かり保育を実施することで区民ニーズに応えていきます。

4-8-② 一時預かり事業（在園児対象型を除く）

【事業概要】

- ◇ 保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となったことについて、主として昼間、認可保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。
- ◇ 江東区では、一時預かり事業として「非定型一時保育」、「緊急一時保育」、「リフレッシュひととき保育」、「ファミリーサポート事業」を実施しています。

非定型一時保育	在宅で育児をしている保護者が、通院、通学、短時間の就労、自宅での看護等の理由で、お子さんの保育ができないときに、認可保育所の一時保育室で一時的に預かる事業です。
緊急一時保育	保護者の出産、傷病による入院、または親族等の入院看護等の理由で、一時的にお子さんの保育ができないときに預かる事業です。
リフレッシュひととき保育	在宅で子育てをしている保護者のお子さんを一時的に預かる事業で、子ども家庭支援センターで実施しています。保護者のリフレッシュを目的としており、理由を問いません。
ファミリーサポート事業	区内で育児の手助けができる方（協力会員）と育児の助けを必要とする方（利用会員）の会員同士による援助活動です。保育所・幼稚園の送迎等に利用されています。

【方針】

- ◇ 非定型一時保育事業について、規模については待機児童の解消を図るため月極め入所定員の確保を行うことから、一時預かりは現行規模を維持します。なお、利用者の少ない施設については、利用者数の向上を目指します。
- ◇ 緊急一時保育については、引き続き事業の充実に努めます。
- ◇ リフレッシュひととき保育事業については、実施施設数の増や利便性の向上等、引き続き事業の充実に努めます。なお、令和2年度に有明地区、令和4年度に亀戸地区及び住吉地区（児童向け複合施設）に子ども家庭支援センターを新たに開設し、リフレッシュひととき保育事業を行います。
- ◇ 地域における子育て支援拠点である子ども家庭支援センターが未整備の地区において、引き続き整備を進めます。
- ◇ ファミリーサポート事業については、協力会員の確保やマッチングの向上への取り組み等、引き続き事業の充実に努めます。

4-9 病児保育事業

【事業概要】

- ◇ 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育をする事業です。
- ◇ 令和元年度において、医療機関併設型 2 施設、保育所併設型 2 施設、単独型 1 施設を開設しています。

【方針】

- ◇ 利用対象者への周知を強化し登録者の増加を図るとともに、利用方法の簡素化など利便性を高めることで利用率の向上を図り、施設の効率的な運用を促進します。

4-10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

- ◇ 就学児の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【方針】

- ◇ ファミリーサポート事業については、協力会員の確保やマッチングの向上への取り組み等、引き続き事業の充実に努めます。

4-11 妊婦健康診査

【事業概要】

◇ 江東区に居住する妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業です。

【方針】

- ◇ 定期的な妊婦健康診査を行い、妊婦及び胎児の死亡率低下、流・早産の防止等を図ります。
- ◇ 妊婦健康診査などの母子保健活動を通じて、支援を必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげます。

4-12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

◇ 認定世帯へ教育・保育に必要な費用を助成する事業で、公費による補助を行い低所得者の負担軽減を図るものです。

【区の現状】

- ◇ 平成 30 年度より、新制度移行幼稚園及び認定こども園（1 号・2 号認定）に通う低所得世帯に対し、保護者が支払った日用品、文房具等の購入に要する費用または行事への参加に要する費用を補助する事業を開始しました。
- ◇ 新制度移行幼稚園及び認定こども園への補助を引き続き行うとともに、令和元年 10 月からの幼児教育・保育無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園に通う低所得世帯に対し、保護者が支払った給食費の補助を行うこととしました。

【方針】

◇ 国の動向を注視しつつ、低所得世帯に対する日用品や行事参加費等の実費負担分の補助を行います。

4-13 多様な主体の参入促進事業

【事業概要】

- ◇ 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するための事業です。
- ◇ 子育て安心プランに基づく保育の受け皿の確保、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用を図るものです。

【区の現状】

◇ 認可保育所の新規開設、認可外保育施設から認可保育所への移行及び区立保育所の公設民営化に際し、株式会社等民間事業者の参入を認めています。

【方針】

- ◇ 認可保育所の設置においても促進を図るため、民間事業者の参入を進めるとともに、これに要する開設準備経費や他の認可保育所と同等の算定による保育運営費について補助を行います。
- ◇ 今後も良質な民間事業者の参入促進を継続します。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及

【事業概要】

- ◇ 認定こども園は、保護者の就労状況に関わらず受け入れ、教育・保育を一体的に行う施設で、地域における子育て支援事業も行っています。

【区の現状】

- ◇ 平成 31 年 4 月 1 日現在、幼保連携型認定こども園 2 園、地方裁量型認定こども園 1 園があります。令和 2 年 4 月には、新たに幼保連携型認定こども園 1 園を開設します。

【方針】

- ◇ 既存の施設からの移行については、職員の処遇面や施設基準面等の課題も指摘されていることから、施設の状況や事業者の意向を踏まえて検討しています。
- ◇ 平成 30 年 9 月に策定した「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」に基づき、令和 6 年度を目途に区立幼稚園 1 園を認定こども園に転換することを検討していきます。

(2) 幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援

【事業概要】

- ◇ 質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園教諭や保育士の資質の向上に取り組むものです。

① 幼保併有資格の取得促進

【区の現状】

- ◇ 幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭は、幼稚園教諭及び保育士資格の所有が求められていることから、令和元年度より幼稚園教諭及び保育士資格を併有していない認定こども園の職員を対象に、資格取得の補助制度を行っています。

【方針】

- ◇ 幼保併有資格の取得に向けて、引き続き補助を行っています。

② 幼稚園教諭と保育士の合同研修

【区の現状】

- ◇ 江東区内の幼稚園・保育所が直面する諸課題を解決・改善するため、幼稚園教員及び保育士の資質・能力の向上を図る「保幼合同研修会」を実施しています。

【方針】

- ◇ 幼稚園教諭及び保育士を対象とした合同研修等を行い、幼稚園教諭及び保育士の資質・能力の向上を図ります。

③ 保育士の処遇改善

【区の現状】

- ◇ 保育士等の処遇改善として、賃金改善に要した費用を私立保育所等へ補助を行っています。

【方針】

- ◇ 全国的に保育士の確保が困難となっている状況から、江東区においては国や都の制度を活用し、引き続き保育士の処遇改善に取り組みます。

④ 特に配慮を要するこどもに関わる職員の資質の向上

【区の現状】

- ◇ 区内の認可保育所及び認定こども園を対象に、特別な支援を必要とする乳幼児の保育について、専門の講師による「こども発達支援ゼミ」を開催し、区全体の障害児保育の知識及び技術の向上を図っています。
- ◇ 発達相談費として、臨床心理士の巡回指導等、専門的見地から行う障害児等の保育指導及び助言に要する費用を私立保育所等へ補助を行っています。

【方針】

- ◇ 健康状態や発達の状況、家庭環境等から特に配慮を要するこどもについては、一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関等との連携を強化するとともに、職員の資質の向上を図ります。

(3)教育・保育事業相互の連携・幼保小の連携

【事業概要】

- ◇ 妊娠・出産から学童期までの一貫した支援を目指して取り組むものです。

① 教育・保育施設と地域型保育施設等との連携

【区の現状】

- ◇ 区内の認可保育所及び認定こども園に対してマイ保育園ひろば事業への参画を促し、在宅子育て世帯を対象に子育て相談や園行事への参加、遊び場の提供などを行い、子育て支援の拡充を図っています。

◇ 区内地域型保育施設において、近隣の保育所との間で、日常的保育や代替保育、卒園児受け入れに係る支援など連携に関する協定の締結を促進しています。

【方針】

◇ 教育・保育施設は、こども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うことから、地域型保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等と連携を図るとともに、必要に応じて支援を行うものとしします。

◇ 原則として、0歳から2歳児までを対象とする地域型保育施設については、卒園後も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設との連携を図ります。

② 幼稚園・保育所から小学校への円滑な接続の支援

【区の現状】

◇ 「江東区連携教育の日」を設定し、区内の保幼小中の教員等が中学校区ごとに保育参観や授業参観、意見交換会を行っています。

【方針】

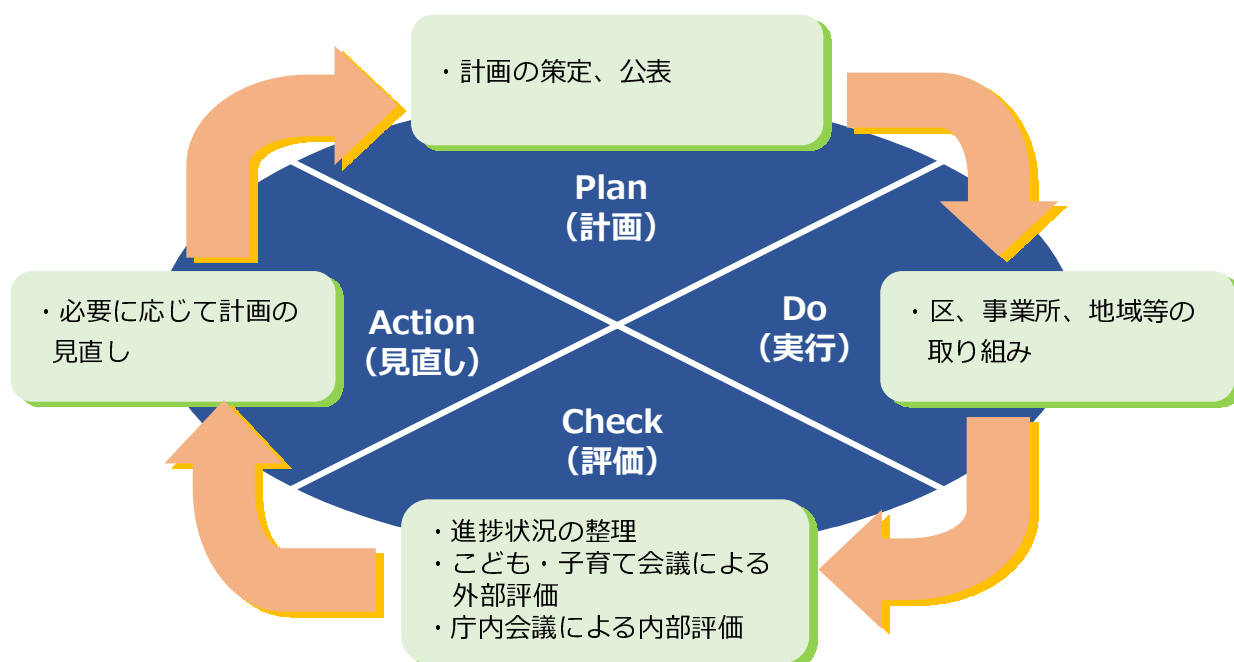
◇ こどもの育ちの連続性を確保するため、各教育・保育施設と小学校間において、個人情報に配慮しながら、こども一人ひとりの発達過程や健康の状況などの情報共有を図ります。

◇ 就学前教育と学校教育の円滑な接続のため、同じ地域の保育施設・幼稚園、公立小・中学校・義務教育学校の保育士と教員による協議会の開催や合同研修会の実施など、一層の相互理解と連携強化を図ります。

第6章 計画の推進体制

1 計画の進行管理・評価

各年度の計画に基づく施策・事業の実施状況、教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況などについて、PDCA サイクルの視点を持って点検・評価を行います。また、事業見込みで大きな乖離が生じた場合や国の制度動向等により、必要に応じて計画を見直すものとします。



<江東区こども・子育て会議>

「江東区こども・子育て会議」は、子育ての専門家や区民の代表により構成され、こども・子育て支援事業計画の策定・進行管理にあたり、計画の内容等についての意見を聴取するために設置するものです。

2 推進体制の構築

本区に暮らすこどもたちが健やかに育ち、保護者は喜びを感じながら子育てができるまちづくりを実現させるためには、行政だけでなく、地域全体での取り組みが不可欠です。また、虐待・貧困・ひきこもり・障害や発達に心配があるなど、特別なサポートを必要とするこどもたちへの対応についても地域社会全体の関わりが求められています。

地域のみinnで子育て家庭に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を解消していくという考えのもと、地域の活動団体や事業者等の協力を得ながら、子育て家庭が喜びを感じながら子育てができ、こどもが安全に、そして安心して過ごせる環境づくりを進めます。

資料編

1 計画策定の経過

■江東区こども・子育て会議における検討経過（令和元年11月6日時点）

回	開催日	主な議題
第1回	平成31年4月22日	<ul style="list-style-type: none">●江東区こども・子育て支援事業計画及び調査結果について●次期江東区こども・子育て支援事業計画について●今後のスケジュールについて
第2回	令和元年6月24日	<ul style="list-style-type: none">●江東区こども・子育て支援事業計画に係る取組結果（平成30年度実績）について●次期計画 第1章（概要）・第2章（こどもを取り巻く環境）について●次期計画 第3章（基本的な考え方）について●次期計画 第4章（各論）について
第3回	令和元年7月26日	<ul style="list-style-type: none">●次期計画 第1章（概要）～第4章（各論）について●次期計画 区域の設定について
第4回	令和元年9月24日	<ul style="list-style-type: none">●次期計画 第1章（概要）～第3章（基本的な考え方）について●次期計画 第4章（各論）について
第5回	令和元年10月16日	<ul style="list-style-type: none">●次期計画 第1章（概要）～第4章（各論）について●次期計画 第5章（量の見込み等）について
第6回	令和元年11月6日	<ul style="list-style-type: none">●次期計画（素案）について●パブリックコメントの実施について

2 江東区こども・子育て会議委員名簿

	氏 名	所 属 等
会長	西郷 泰之	大正大学教授
副会長	榎田 二三子	武蔵野大学教授
委員	大槻 千秋	帝京科学大学准教授
委員	鈴木 秀洋	日本大学准教授
委員	宮原 満	江東区公私立保育園園長会会長（亀戸浅間保育園 園長）
委員	佐藤 貴子	南砂子ども家庭支援センター長
委員	大浦 俊哉	東京都江東児童相談所長
委員	山田 不二子	医師 認定NPO法人チャイルドファーストジャパン理事長
委員	田村 満子	江東区こども発達センター塩浜 CoCo 園長
委員	光真坊 浩史	一般社団法人全国児童発達支援協議会理事
委員	小山 訓久	NPO法人リトルワーズ代表理事
委員	秋山 三郎	NPO法人東京養育家庭の会川の手支部副支部長 ホームスタート こうとう 代表
委員	中澤 照子	元保護司
委員	朽木 新	パーソルテンプスタッフ株式会社 （前こうとう若者・女性しごとセンター責任者）
委員	松本 富美子	公益社団法人東京都助産師会江東地区分会会長
委員	伊藤 真成	私立幼稚園協会会長（れいがん寺幼稚園 園長）
委員	落合 香代子	一般社団法人ママリングス代表理事
委員	北島 千絵	民生・児童委員
委員	植田 千夏子	公募委員
委員	湯本 香奈美	公募委員

（敬称略）

3 江東区こども・子育て会議設置要綱

平成21年5月20日

21江子児第492号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第31条第2項、第43条第3項及び第61条第7項の規定に基づき、子ども・子育て支援事業の推進に関し必要となるべき措置に係る意見の聴取を行うため、江東区こども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項に係る意見の聴取を行う。

- (1) 法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定
- (2) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定
- (3) 法第61条第7項に規定する子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援事業の推進に関し区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する20人以内の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 子育てに関する地域活動を行っている者又は行っていた者
- (6) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠員により補充する委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指定する事項を調査及び検討する。

3 専門部会長及び専門部会の部会員は、会長が指名する。

4 専門部会長は、必要に応じて専門部会を招集し、会務を総理する。

5 専門部会長は、必要があると認めるときは、専門部会に部会員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、こども未来部こども家庭支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(4) 江東区こども・子育て支援推進委員会設置要綱

平成21年5月15日

21江子児第470号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第61条の規定に基づく計画を策定し、及び推進し、並びに子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。以下「貧困対策法」という。）に定める施策を推進するため、江東区こども・子育て支援推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下この条において単に「計画」という。）の策定及び推進に関すること。
- (2) 貧困対策法第10条から第14条までに規定する施策（以下この条において単に「施策」という。）の推進に関すること。
- (3) 計画及び施策に係る各部局間の連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定及び推進並びに施策の推進に関し区長が必要と認める

事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、こども未来部を担任する副区長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会から付託された事項について調査及び検討するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、子育て推進担当課長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、会務を総理する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会及び幹事会の庶務は、こども未来部こども家庭支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

政策経営部長、地域振興部長、福祉推進担当部長、生活支援部長、健康部長、こども未来部長、
教育委員会事務局次長

別表第2（第5条関係）

企画課長、財政課長、青少年課長、障害者施策課長、障害者支援課長、保護第一課長、保護第二
課長、保健予防課長、こども家庭支援課長、子育て推進担当課長、保育計画課長、保育課長、庶
務課長、学務課長、指導室長、教育支援課長、地域教育課長